

人権としてのセクシュアリティ

— トランスジェンダーの法的性別変更を中心に

三成 美保

2023年の日本では、LGBT理解増進法の成立、性同一性障害者特例法不妊要件の違憲決定、婚姻平等訴訟における違憲判決など、LGBTの人びとの権利保障をめぐっていくつかの大きな動きがあった。国際社会では、婚姻平等からトランスジェンダーの人権保障へと争点が変わりつつあるが、いくつかの国ではLGBT人権保障に逆行する法改正も進められている。このような国内外の状況をふまえ、性別とセクシュアリティ、異性愛主義と性別二元制、21世紀国際社会の動向をまとめた上で、日本におけるLGBTの人権保障の展開を振り返り、トランスジェンダーの法的性別変更要件を中心に日本の課題を論じる。

キーワード：ジェンダー平等、セクシュアリティ、LGBT、トランスジェンダー、法的性別変更

〔目次〕

はじめに — 21世紀の課題としてのLGBT人権保障

I 性別とセクシュアリティ

- 1 問題の所在
- 2 セックスとジェンダー
- 3 人権としての「セクシュアリティ」

II 異性愛主義と性別二元制 — フェミニズムとLGBT

- 1 問題の所在
- 2 異性愛主義と性別二元制
- 3 フェミニズムの展開とLGBT

III 21世紀国際社会の動向

- 1 問題の所在
- 2 欧米諸国におけるトランスジェンダーの法的性別変更要件
- 3 アジア諸国

IV 日本におけるLGBTの人権保障 — 歴史的背景と現状

- 1 問題の所在
- 2 歴史的背景
- 3 性同一性障害特例法とその問題点
- 4 LGBT理解増進法とその運用
- 5 LGBT人権保障に向けた課題

おわりに — 今後の課題と展望

はじめに — 21世紀の課題としてのLGBT人権保障

2023年の日本では、多様な特徴をもつ性的少数者（以下では、LGBT¹⁾と言う。）の人の権利保障をめぐる、いくつかの大きな動きがあった。第一は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下、LGBT理解増進法と言う。）の成立である（2023年6月16日）。第二は、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（2013年、以下、性同一性障害者特例法あるいは特例法と言う。）の法的性別変更要件のうち、第2条4号に定める「不妊要件」について違憲決定が出されたことである（2023年10月25日）。第三は、全国5箇所で一斉に提起された婚姻平等訴訟に関して、第一審の判断が出そろい、そのうち四つの裁判所が「違憲」ないしは「違憲状態」の判断を示したことである。こうした動きは、21世紀の国際的動向にも即したものである。しかし、LGBT理解増進法12条がとくにトランスジェンダー女性（以下、トランス女性と言う。）の尊厳を損ないかねないという批判が当事者団体から噴出したことに端的に表れているように²⁾、さまざまな課題も新たに浮上した。

一方、国際社会でも議論の焦点に変化が見える。従来は、同性同士の婚姻（以下、同性婚と言う。）の是非をめぐる、欧米諸国とイスラーム諸国との対立が顕著であったが、現在では、それに加えて、欧米諸国内でトランス女性の位置づけをめぐる対立が激化している。すなわち、トランス女性を「女性」とみなすかどうかという論点が急速に政治問題化しているのである。国によっては、婚姻平等の否定と「女性」からのトランス女性の排除が不可分に結びつけられ、保守派やいわゆる宗教右派の政策スローガンとして掲げられるケースが増えている。2021年以降に日本で生じたLGBT理解増進法をめぐる混乱でも、これら二つの論点を意図的に結びつける傾向が見られた。後述するように、いくつかの国ではLGBT人権保障に逆行する法改正も進められている。

以上のような国内外の状況をふまえ、本稿では、IでLGBT論の前提として性別とセクシュアリティについてまとめ、IIで近代的規範としての異性愛主義と性別二元制について概要を整理する。IIIでは21世紀国際社会の動向をまとめ、IVでは日本におけるLGBTの人権保障の展開を振り返り、最高裁違憲決定の意義を検討して日本の課題を展望したい。本稿では、トランスジェンダー（主にトランス女性）の人権保障に焦点を当てる。性的指向及び婚姻平等については、必要な限りで言及するに留め、詳しくは稿を改めて論じたい³⁾。

-
- 1) 「LGBT」という用語は、1990年代欧米社会で当事者が自分たちを表現する言葉の頭文字をあわせて用いるようになった。しかし、性的マイノリティはLGBTには限らないため、近年では「LGBTQ」「LGBTQ+」などの表現も用いられる。本稿では、性的マイノリティはLGBTには限定されないという認識を持ちつつ、LGBT理解増進法の略称に合わせて「LGBT」という表現を用いることをお断りしておきたい。ただし、国連関係の記述では「LGBTI」という表記を用い、その他の引用ではそれぞれの表記を優先する。
 - 2) 一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（略称：LGBT法連合会）理事一同「【声明】性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案の成立についての声明」（2023年6月19日）。<https://lgbtetc.jp/news/2878/>（最終閲覧日2024年3月1日、以下、同じ）。
 - 3) 三成美保編『同性愛をめぐる歴史と法 — 尊厳としてのセクシュアリティ』明石書店、2015年。

I 性別とセクシュアリティ

1 問題の所在

(1) LGBT理解増進法成立の経緯

LGBT理解増進法の成立過程における「混乱」と「混迷」は、セックスとジェンダーの関わり並びにセクシュアリティの権利に関する重大な問題を孕む⁴⁾。

LGBT理解増進法の原案は、2021年超党派合意案であった。直後に開催される東京オリンピックにあわせて成立が目指されたのである。しかし、国会提出はならなかった。これについては、東京弁護士会が会長名で批判声明を出している⁵⁾。それ以降、国会でも政府でも審議がないまま、2023年、G7広島サミットを控えて、再びLGBT理解増進法成立に向けて動きが活性化した。しかし、政府与党の取り組みは鈍かった。結局、立憲・共産・社民などの野党が4月に2021年超党派合意案を提出したのに対して、5月半ばに政府与党案が出され、最終的には5月末の維新・国民共同提案の修正案を受け入れる形で、6月16日にあわただしく法律が成立した⁶⁾。国会で十分な審議がなされたとは言い難い状況であった。超党派合意案策定にあたって考慮されたLGBT当事者団体の意見もほとんど無視された⁷⁾。

草案段階で新たに追加されたのが、12条の留意条項である。それは、維新・国民修正案で盛り込まれたもので、「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする」と定める。LGBT理解増進法は本来、マイノリティであるLGBTの人びとに対する偏見を取り除くことを目的としていた。それにもかかわらず、マジョリティであるシス女性の「安心」への配慮が優先されかねない法律になってしまったのである⁸⁾。

(2) 「女性」とは？

シス女性とトランス女性を対立的に捉え、「ジェンダーアイデンティティ」を疑問視するフェミニズムを「ジェンダー・クリティカル・フェミニズム」(Gender Critical Feminism = GCF)、あるいは、「トランス排除的ラディカル・フェミニズム」(Trans-Exclusionary Radical Feminism = TERF)と呼ぶ⁹⁾。このタイプのフェミニズムは、すで

-
- 4) 三成美保「LGBT理解増進法の成立と今後の課題ー トランスジェンダーの尊厳保障を中心に」『ジェンダー法研究』10号、2023年。
- 5) 東京弁護士連合会「LGBT理解増進法案に関する会長声明」(2021年6月10日)、<https://www.toben.or.jp/message/seimei/lgbt.html>
- 6) 第211回国会内閣委員会第19号(2023年6月9日)における議論については以下を参照。
https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku%20/000221120230609019.htm
- 7) LGBT法連合会編『SOGIをめぐる法整備はいまーLGBTQが直面する法的な現状と課題』かもがわ出版、2023年。
- 8) 立石結夏「女性の安全安心を脅かすものは何かーLGBT理解増進法案に関する議論の混迷」Web日本評論、2023年6月23日、<https://www.web-nippyjo.jp/32560/>
- 9) 清水晶子「解説 スーパー・グルーによる一点共闘ー反ジェンダー運動とトランス排除」ジョーン・フェイ(高井ゆと里訳)『トランスジェンダー問題ー議論は正義のために』明石書店、2022年(原著2021年)、清水晶子『フェミニズムってなんですか?』文春新書、2022年。

に1970年代から存在するが、2010年頃からイギリスでSNSなどでの発信を強めた。フェミニズムとしては少数派であるが、性別二元制を維持しようとする宗教右派や政治的保守派とつながりやすく、一定の政治的発言権をもつ場合が少なくない。2021年の超党派合意案の国会提出断念にも、このたびのLGBT理解増進法12条の新設にも、このような考え方をもちグループの働きかけが背景にあったと推測されている。事実、法律制定後すぐに、自党内には「全ての女性の安心・安全と女子スポーツの公平性等を守る議員連盟」（略称＝女性を守る議連）が発足した。その幹部には、かねてよりジェンダー平等を批判してきた複数の議員が就任している。

GCF／TERFの特徴は大きく二つある。第一に、女性に対する抑圧を「(生物学的)女性」であることに根ざすとして、フェミニズムからトランス女性を排除しようとする。第二に、ジェンダーは社会的文化的に構築されるという考え方¹⁰⁾を「ジェンダーイデオロギー」と呼んで否定する。フェミニズムとして、男性中心的な社会秩序に対して抗議し、女性解放を目指すにもかかわらず、生物学的性別（セックス）は変えられないものとみなし、その結果、トランスフォビア（トランスジェンダーに対する嫌悪）やジェンダー概念の否定と結び付きやすい。

(3) 本章の目的

LGBTの人権保障は、特に1990年代から続く国際的取り組みの一つである。しかし、その取り組みは、しばしば政治的・宗教的保守派からの攻撃に晒されてきた。したがって、LGBT理解増進法をめぐる「混迷」や「混乱」は、必ずしも日本に限られた現象ではない。特に、異性愛主義に基づく「家族」の強調（家族主義）は、反LGBTに共通するスローガンである。とはいえ、宗教的背景やジェンダー平等の進展度を反映して、欧米と日本の動向には大きな違いもある。

本章では、2章以下の議論の前提として、まず、セックスとジェンダーの関係について整理し、次いで、セクシュアリティを人権として捉える上での重要な国際的成果及び最新の動向を紹介しておきたい。

2 セックスとジェンダー

(1) 性別

[1] 「性」の誕生

地球46億年の歴史のなかで、「性」（セックス）は15億年前に誕生した。有性生殖によって遺伝物質の交換が可能となり、多様性が維持されて「種」の繁殖につながるようになったのである。生物学上、運動能力のある小さな配偶子（精子）をもつ個体を「オス」、栄養たっぷりの大きな配偶子（卵子）をもつ個体を「メス」と呼ぶ¹¹⁾。

10) 「ジェンダー」の初の国連の定義（1999年）では、「ジェンダーは、思想的、文化的な構築物である」と記されている。1999 World Survey on the Role of Women in Development : Globalization, Gender and Work (UN : A/54/227, para16) .

11) 長谷川眞理子『生き物をめぐる4つの「なぜ」』集英社新書、2002年。

唯一の現生人類であるホモ・サピエンスは30万年前にアメリカで誕生したとされる。ヒトの「メス」の身体（女性）は進化と引き換えに難産となった。直立歩行をするようになったために女性の産道は曲がり、脳容量に比例して頭が大きくなった胎児がその曲がった産道を通れるよう、子は未成熟状態で生まれるようになったのである。このため、子は生後1年間自立できず、保護と授乳が必要となる。女性に妊娠・出産・授乳の負担がかかるため、女性が単独で子育てをする原始社会はなく、女性の親族や子の父が子育てに協力したと考えられる。その意味で、ヒトの社会は本来的に「子育て共同体」であったと言えるのであり、ケアはジェンダー役割として固定化されてはいなかった¹²⁾。

ジェンダーが意思決定や資源配分に決定的な影響を持つようになったのは、家父長制の成立による。原始の狩猟生活が家父長制の起源であると古くから考えられてきたが、最近の研究では安定的な食料確保は植物採取に依存していたとされる¹³⁾。すなわち、家父長制は原始社会から普遍的に存在したのではなく、比較的新しく登場した社会制度であり、文明化や経済発展とともに土地などの生産手段を男性が優位に占有・所有するようになった段階で成立した。その家父長制自体もまた、歴史とともに変化している（後述Ⅱ-2-(2)参照）。このように、人間社会の歴史は、セックスとジェンダーのいずれも抜きにして語ることはできないのである。

[2] 二つの「性別」ーセックスとジェンダー

日本語の「性別」には二つが含まれる。生殖機能などの身体的特徴によって判定される性別「セックス」(sex)と、社会や文化によって構築される性別表現や性別役割としての性別「ジェンダー」(gender)である。「ジェンダー」は、ヨーロッパ中世以来の文法用語で「名詞の性」を意味したが、1970年代の第2波フェミニズムのときにセックスとは異なる概念として再定義された。日本語には「ジェンダー」に相当する語は存在しない。このため、一般に、セックスを「自然的生物学的性差」、ジェンダーを「社会的文化的性差」として区別する。

一般に性別と言えば「男女」を思い浮かべるが、セックスもジェンダーも男女に二分されるわけではない。セックスに広くスペクトルが存在することは生物学的にも医学的にも明らかにされている¹⁴⁾。ジェンダーについては文化や社会に応じて差異が大きい。しかし、多くの社会でセックスやジェンダーを男女に二分しようとする価値観が根強い。このような価値観を「性別二元主義（性別二元論）」と呼び、性別二元主義を規範化しようとする社会の仕組みや慣習、法制度の全体を「性別二元制」と呼ぶ。

セックスとジェンダーの関係については、理論の積み重ねがある。ジェンダー概念が再定義された1970年頃には、セックスからジェンダーを分離することが重視された（「ジェンダー／セックス」二元論）。女性の身体的特徴（妊娠出産機能）[セックス]が、社会に

12) 長谷川眞理子『進化的人間考』東京大学出版会、2023年、27頁以下。

13) 小川眞里子「近世ヨーロッパ医学における身体観－解剖学の進展と生殖器官の発見」（三成美保＝小浜正子＝鈴木則子編『「ひと」とはだれか？－身体・セクシュアリティ・暴力』[『ひと』から問うジェンダーの世界史』第1巻]大阪大学出版会、2024年、所収）。

14) 『性とジェンダー、誰もが生きやすい社会へ（新版）』『別冊日経サイエンス』、260号、2023年、特に24-25頁の表参照。

おける女性の役割〔ジェンダー〕に影響を与えている現状を打破するためであった。しかし、やがて構築主義の影響を受けて、「ジェンダーがセックスを規定する¹⁵⁾」(ジュディス・バトラー)と主張されるようになる。こうして、身体を男女に二分する発想や医学・生物学的知見自体にジェンダーバイアスが組み込まれていることが自覚されるようになっていった。ただし、留意すべきは、バトラーが批判したのは、西洋思想に伝統的な「精神／身体」二元論とそれに由来する「ジェンダー／セックス」二元論であって、身体やセックスを否定・無化しようとしたのではないことである。

(2) 法的性別

国家の身分登録情報の一つである「法的性別」(日本では「戸籍上の性別」)は、きわめて人為的・制度的な「性別」である。一方、「割り当てられた性別(指定された性別)」(assigned gender)とは、身体的特徴(セックス)の一部(主に外性器の形状)をもとに、しばしば出生時に医師や助産師などの第三者によって決定された性別を指す。出生後すぐに登録される「法的性別」は、医師等と親によって決定されるという意味で「割り当てられた性別」の典型である。

「法的性別」には、1)登録、2)変更、3)表記という三つの局面がある。

- 1) 子が生まれると、主に外性器の形状をもとに医師や助産師が性別を判定し、子はその後14日以内に命名され、出生届が提出される。そのとき、続柄欄に「長男、長女」などと記載され、婚外子の場合は性別のみが付されて、「戸籍」に登録される。こうして「割り当てられた性別」が「法的性別」となり、国籍法上(パスポート等)の性別としても利用される。ただし、「インターセックス／性分化疾患／DSDs」(後述)など、身体上の特徴から性別を判定できない場合には、性別が確定するまで戸籍の性別欄を空欄にすることもできる。
- 2) 本人が関与できない形で「法的性別」が決定されるため、成長とともに「性自認」と「法的性別」との間に齟齬が生じる場合が出てくる。この場合、いかなる条件で法的性別の変更を認めるのか。これがトランスジェンダーの法的性別変更問題であり、日本では性同一性障害者特例法がこの要件を定めている。
- 3) 「法的性別」は、多くの国で「男性」(M)と「女性」(F)に二分されて表記される。しかし、近年では、パスポートなどに「Xジェンダー」(X)など、男性・女性以外の性別表記を認める国も現れている。トランスジェンダーもインターセックスもほとんどのケースで性自認は男性あるいは女性であると言われる。その意味では、「X」表記は「ノンバイナリー」(性別を決めていない者)への配慮であるが、「X」を法的性別として認めている国はまだ少数にとどまる。しかし、法的性別がたとえ「男性」「女性」の二択に止まっても、日常生活における性別表記に関して、「性別表記は性自認に基づく」という原則の下に「M・F・X」を用意する配慮は必要であろう。実際、自治体や企業等の各種登録やアンケート調査では性別記載への配慮がなされるようになっている(後述)。

15) ジュディス・バトラー(竹村和子訳)『ジェンダー・トラブルーフェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社、1999年。

3 人権としての「セクシュアリティ」

(1) 国際人権法の展開

国際人権課題としてのLGBT人権保障については、[1] EU基本権憲章、[2] 国連人権理事会のSOGI決議、[3] ジョグジャカルタ原則の三つが重要である。いずれも2010年前後から取り組みが本格化している。

[1] ヨーロッパ人権条約・EU基本権憲章

LGBTの人権保障については、EU（欧州連合）の取り組みが先んじた。「ヨーロッパ人権条約（人権及び基本的自由の保護のための条約）」（1950年採択、1953年発効）は、ヨーロッパ評議会で採択された。締約国は2020年4月現在で47カ国であり、ロシアやトルコも含まれる。同条約の下にヨーロッパ人権裁判所が設置されている¹⁶⁾。特に、2010年にヨーロッパ人権裁判所の手続きが改善されてから、LGBT人権保障の判例が増えている¹⁷⁾。

ヨーロッパ人権条約は自由権保障を目指すものであり、雇用を含まないため、2000年、EU理事会は「雇用と職場における平等」指令（2000/78/EC）を制定して、職場における性的指向に基づく差別を禁止した。同年12月には、「EU基本権憲章」（Charter of Fundamental Rights of the European Union）が制定され、その第21条で「性的指向を理由とした差別を受けない」権利が明記された¹⁸⁾。EU基本権憲章は厳密に言えば条約ではないが、2009年発効のリスボン条約にて法的拘束力を与えられた。

[2] 国際連合

国際連合（以下、国連と言う。）におけるLGBTの人権保障をめぐるのは、欧米諸国とイスラーム諸国との対立が大きく、未だ国連総会での決議は困難な状況にある。しかし、各種組織や手続きを通して、多様な取り組みが積み重ねられてきた。

1999年以降、「超法規的・即決・恣意的な処刑に関する国連特別報告者」が、LGBTへの暴力について数多くの報告を行っている¹⁹⁾。総会決議ができない状況を補う形でLGBT人権保障に積極的に取り組んだのが、国連人権理事会である。同理事会は2006年に国連総会の補助機関として設置された組織であり、47の理事国からなる。日本も5度理事国に選出されている²⁰⁾。2011年6月、人権理事会は、性的指向と性自認（SOGI²¹⁾）に関する初の国連決議である「人権、性的指向と性自認」決議²²⁾（以下、SOGI決議と言う。）を採択

16) 谷口洋幸『性的マイノリティと国際人権法 ― ヨーロッパ人権条約の判例から考える』日本加除出版、2022年、12頁。

17) 同上、15頁。

18) 「LGBTI人権擁護政策でも先進的なEU」EU MAG Vol.39（2015年04月号）<https://eumag.jp/issues/c0415/>

19) 国連人権高等弁務官事務所（山下梓訳）『みんなのためのLGBTI人権宣言：国際人権法における性的指向と性別自認 BORN FREE AND EQUAL』合同出版、2016年、21頁。

20) 人権理事会理事国の任期は3年であり、2期連続で理事国になることはできないが、再選等は可能である。日本はこれまで5回理事国を務めている。

21) SOGIとは、「性的指向」（Sexual Orientation）、「性自認」（Gender Identity）の頭文字を組み合わせた呼称である。LGBTが当事者の呼称であるのに対し、SOGIはすべての人のセクシュアリティに関わる概念である。

22) A/HRC/RES/17/19

した。賛成23、反対19、棄権3であり、日本は理事国として賛成票を投じた。同決議以降、国連の人権課題に、性的指向と性自認が明確に位置付けられることになった²³⁾。

2011年SOGI決議を受け、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）はLGBT問題に関する初の正式な国連報告書（A/HRC/19/41）を作成した。報告書の内容は、2012年3月に人権委員会で行われたパネル・ディスカッションのたたき台になったが、国連の政府間機関がこの問題を正式に討論するのは、これが初めてのことであった²⁴⁾。また、2012年、国連人権高等弁務官事務所は、冊子『BORN FREE AND EQUAL』を刊行し、国際的啓発に努めた²⁵⁾。

国連によるLGBT人権保障の方向性の特徴としては、3点を指摘できる。①新しい条約を作るのではなく、既存の条約を枠組みとして用いていること。これは、冊子『BORN FREE AND EQUAL』に現れているように、LGBT人権保障を「特別なもの」でも、「西洋的なもの」でもなく、普遍的な人権保障の一環として位置付けることを意味している。②既存条約の差別禁止の列挙事由のうち、「性／性別」にセクシュアリティを読み込んでいること。ただし、21世紀の新しい文書では、「性／性別」に加えて「性的指向」や「性自認」を明記するようになっている。③国連特別報告者の報告あるいは人権条約審査の勧告等を通して問題を可視化し、条約締結国に対して対策を促していること。日本も、自由権規約委員会から、2014年²⁶⁾と2022年²⁷⁾の2度にわたり、LGBT差別禁止法の制定を勧告されている。

[3] ジョグジャカルタ原則

今日、国際社会で最も包括的なLGBTI人権保障の文書とされるのは、「ジョグジャカルタ原則（性的指向および性自認に関する国際人権法の適用に関する原則）²⁸⁾」（2006年）である。ジョグジャカルタ原則は、元国連人権高等弁務官をはじめ、国連人権機関などの専門家によりまとめられた29原則からなる文書である。原則自体に法的拘束力はないが、2011年に人権高等弁務官事務所が人権理事会に提出した報告は、この原則を自国の政策の指針や参考にしていく国があると述べている²⁹⁾。ジョグジャカルタ原則採択以来の国際人権法及び法理論における進展をふまえ、2017年11月に10原則が追加されて「ジョグジャカルタ原則＋（プラス）10（性的指向、性自認、性〔ジェンダー〕表現、性の特徴に関する

23) 谷口（2022）『性的マイノリティと国際人権法』（前掲注16）、326頁。

24) 国際連合広報センター「LGBT」<https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/lgbt/>

25) 国連人権高等弁務官事務所（2016）『みんなのためのLGBTI人権宣言』（前掲注19）。

26) U.N. Doc CCPR/C/JPN/CO/6、20 August 2014). 外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pdf>

27) 国連自由権規約委員会「日本の第7回定期報告に係る総括所見」（2022年11月3日）、英語原文（CCPR/C/JPN/CO/7）、日本語仮訳 <https://drive.google.com/file/d/1eHCEvKPFfRCKvZCMf2FhUw92uTvYwj73/view>

28) http://yogyakartaprinciples.org/wp-content/uploads/2016/08/principles_en.pdf

29) ヒューライツ大阪「性的指向および性自認に基づいた個人に対する差別的な法律、慣行および暴力行為」に関する報告、岡田仁子「LGBTIの人の権利に関する文書「ジョグジャカルタ原則」10年ぶりに更新」（2017年11月）<https://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/section4/2017/12/lgbti10201711.html>

国際人権法の適用に関するジョグジャカルタ原則への追加原則と国家の責務)³⁰⁾」となった(資料1)。

【資料1】 ジョグジャカルタ原則 (2006年)・ジョグジャカルタ原則+10 (2017年) における法的性別変更に関する原則

① ジョグジャカルタ原則 (2006年)

第3原則(法の下で認められる権利) すべて的人是、法の下で人として認められる権利をあらゆる場所で有する。多様な性的指向および性自認を持つ者は、生活のあらゆる側面において法的能力を享受する。各人が自ら定めた性的指向および性自認は、その人格に不可欠なものであり、自己決定、尊厳および自由の最も基本的な側面の一つである。何人も、性別適合手術、不妊手術を含む医療行為を受けることを強制されない。

② ジョグジャカルタ原則+10 (2017年)

第31原則(法的承認権) すべて的人是、性、ジェンダー、性的指向、性自認、性表現(ジェンダー表現) または性的特徴について言及することなく、またその指定または開示を要求されることなく、法的承認を受ける権利を有する。すべて的人是、性的指向、性自認、性表現(ジェンダー表現) または性的特徴にかかわらず、出生証明書を含む身分証明書を取得する権利を有する。すべて的人是、そのような文書に性別の情報が含まれている間は、性別の情報を変更する権利を有する。

第32原則(身体的権利および精神的完全性) すべて的人是、性的指向、性自認、性表現、性的特徴にかかわらず、身体的・精神的完全性、自律性、自己決定に対する権利を有する。すべて的人是、性的指向、性自認、性表現および性的特徴に基づく拷問および残虐な、非人道的な、品位を傷つける取扱いまたは刑罰から自由である権利を有する。何人も、当該人に対する深刻かつ緊急で回復不可能な危害を回避するために必要な場合を除き、自由かつ事前のインフォームド・コンセントなしに、性的特徴を変更する侵襲的または不可逆的な医療処置を受けてはならない。

※赤字は筆者による。(出典) YP+10 (前掲注30)

(2) 「性の権利」の提唱

「性の権利」(Sexual Rights) は、第14回世界性科学会議で採択された「性の権利宣言³¹⁾」(1997年制定、2014年改訂)の中核をなす人権概念である³²⁾(資料2)。同宣言は、「性の権利はセクシュアリティに関する人権である」と唱えて、ジョグジャカルタ原則にも影響を与えた。

30) Additional Principles and State Obligations on the Application of International Human Rights Law in Relation to Sexual Orientation, Gender Identity, Gender Expression and Sex Characteristics to Complement the Yogyakarta Principles = YP+10, http://yogyakartaprinciples.org/wp-content/uploads/2017/11/A5_yogyakartaWEB-2.pdf

31) 東優子=中尾美樹(訳)「世界性の健康学会「性の権利宣言」」『社会問題研究』第64巻、2015年〔大阪公立大学学術リポジトリ <https://doi.org/10.24729/00003064>〕。

32) 東優子「『性同一性障害』とセクシュアル・ライツ」(石原明=大島俊之編著『性同一性障害と法律-論説・資料・Q&A-』晃洋書房、2001年、所収)、123-124頁。

【資料2】性の権利宣言（2014年改訂版）

（前略）セクシュアリティ（性）は、生涯を通じて人間であることの中心的側面をなし、セックス（生物学的性）、ジェンダー・アイデンティティ（性自認）とジェンダー・ロール（性役割）、性的指向、エロティシズム、喜び、親密さ、生殖がそこに含まれる。

（中略）

性の権利はセクシュアリティ（性）に関する人権である：

1. 平等と差別されない権利

人は誰も、人種、民族、肌の色、性別、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出自、居住地、財産、門地、障がいの有無、年齢、国籍、婚姻状況・家族関係、性的指向、ジェンダー・アイデンティティやジェンダー表現、経済的・社会的状況、又はこれに類するいかなる事由によっても区別されることなく、この宣言に掲げるすべての性の権利を享受することができる。（以下、略）

※赤字は筆者による。（出典）東＝中尾訳（前掲注31）

「性の権利」を含むより包摂的な概念が、「性と生殖に関する健康と権利」(Sexual and Reproductive Health and Rights) である。これには、①性の健康（セクシュアリティに関する身体的・精神的・社会的幸福の状態＝WHOの定義）、②性の権利（性の権利宣言に基づく権利）、③リプロダクティブ・ヘルス（身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態である健康＝WHOの定義）、④リプロダクティブ・ライツ（生殖の権利）の四つが含まれる。1970年代に③がWHOによって定義され、④は第2波フェミニズムの重要な課題とされた。これら③と④を組み合わせ、 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」として初めて国際人権フレームに組み入れたのが、1994年のカイロ国際人口・開発会議（ICPD）の成果文書「カイロ行動計画」である。1995年の第4回世界女性会議（北京会議）の成果文書「北京行動綱領」は、女性の人権として「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」を唱えた。しかし、まだこの時点では、LGBTの人権は明示的には組み込まれていない。

「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」は、「生殖の自己決定権」としての「中絶の権利」を含むため、バチカンなどの保守勢力から強い批判にさらされて国際的文書の作成は阻害され続け、「ミレニアム開発目標（MDGs）」（2000～2015年）にも入れられなかった。しかし、関係団体の粘り強い努力の成果として、ようやく「持続可能な開発目標（SDGs）」（2016～2030年）の第3目標と第5目標に「性と生殖に関する健康と権利」が組み入れられた（資料3）。ただし、「性の権利」に関する言及は除外されている。

【資料3】SDGs目標における「性と生殖の健康及び権利」

ターゲット3.7

2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。

ターゲット5.6

国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。

※赤字は筆者による。（出典）外務省仮訳

こうした状況を打破するために、2018年、国際的な専門委員会（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関するグッドマッハー・ランセット委員会）によって、「性と生殖に関する健康と権利」の包括的な再定義が提案された³³⁾。包括的な「性と生殖に関する健康と権利」には、「身体の完全性、プライバシー、および個人の自律性を尊重すること」や「性的指向、性自認、性表現など、自らのセクシュアリティを自由に定義できること」が明示的に含まれる³⁴⁾。

(3) セクシュアリティの4要素

【図表1】セクシュアリティの4要素

「ジョグジャカルタ原則+10」の文言に見られるように、今日、セクシュアリティには四つの要素（4側面）があるとされる（図表1）。「(身体的な)性の特徴」(Sex Characteristics)、「性的指向」(Sexual Orientation)、「性自認」(Gender Identity)、「ジェンダー表現」(Gender Expression)である。「性の多様性」と言う場合には、①性の4要素の組み合わせが多様であること、②各要素の内容が多様であること、③上記①・②とも生育状況や生活環境に応じて変化する人もいれば、生来的に変化しない人もいることを含む（この場合の「変化」には、「自覚の変化・深化」を含む）。



ただし注意すべきは、こうしたセクシュアリティ概念やLGBTという呼称は、西洋的文脈で形成されてきた概念であり、アジア・アフリカ社会にはそのまま適用するのが難しい場合があることである。たとえば、インドの「ヒジューラー」は、トランスジェンダー／ゲイ／インターセックスの要素が分けられることなく混在する性的マイノリティであって、宗教儀礼や通過儀礼の際に祝祭者の役割を果たすが、一般に女性としてのジェンダー表現を伴う³⁵⁾。前近代ヨーロッパでもセクシュアリティの4要素は必ずしも分離されていなかった。そのような限界をふまえ、本稿では、必要に応じて「性的少数者」という表現も用いつつ、比較を可能にするためにLGBTやセクシュアリティの4要素を分析概念として用いることとする。

[1] 身体的な性の特徴

有性生殖動物であるヒトは、性分化の過程で性染色体・性分化決定遺伝子・性腺（性ホルモン）など「性別」を決定する複数の要素が多様な形で組み合わせる³⁶⁾。それは、ヒトが有性生殖動物の一つであり、受精後に性分化過程を経ることに基づく「生物としての本質」に関わる。

33) 国際協力NGO ジョイセフ アドボカシー・グループ：斎藤文栄・福嶋雅子「『セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (SRHR) の新定義』のポイント」『季刊セクシュアリティ』107号（エイデル研究所）、2022年7月（WEB掲載は2022年8月）https://www.joicfp.or.jp/jpn/column/srhr_definition2022/

34) [https://www.thelancet.com/journals/lancet/article/PIIS0140-6736\(18\)30293-9/fulltext#seccesstitle10](https://www.thelancet.com/journals/lancet/article/PIIS0140-6736(18)30293-9/fulltext#seccesstitle10)

35) 井上貴子「インドのヒジューラー」（三成＝小浜＝鈴木編（2024）『「ひと」とはだれか？』（前掲注13）、所収）。

36) 『性とジェンダー』（2023）（前掲注14）。

ヒトには、受精後数週間の「性的両能期」がある。母胎で遺伝子やホルモンの影響を受けながら、生殖器官の生育に変化が生じ、メスとオスに分化していく。性分化が典型的な形で行われなかった場合を医学的には「性分化疾患」(Disorders of Sex Development = DSD)と呼ぶ。しかし、そのほとんどは病気や障害とは言えず、日常生活にはほとんど支障がない。国連等では「インターセックス」(Intersex = I)と呼ばれ、しばしばLGBTIという略称に含まれて、人権保障が論じられている。これに対して、国内の有力な当事者団体は、「性分化の多様な発達」を意味する「DSDs」(Differences of Sex Development)を用いることを唱えている。「インターセックス」に「半陰陽」の訳が当てられてきた歴史を批判し、DSDs当事者の性自認はほとんどが男性か女性であって「中間の性」ではないことをアピールするためである。WHOやユニセフなど7機関は、インターセックスの子どもに対する不必要な医療的介入(幼少時に外性器の形状を変更するなど)を「人権侵害」とする共同声明を发出している³⁷⁾(2014年)。

性分化疾患には多様な原因や症状があり、年間300人ほどの新生児が該当すると言われる。よく知られるのが、「ターナー症候群」(45X性染色体：内外性器とも女性的であるが卵巣の発達が不十分になる)、「クラインフェルター症候群」(47XXY性染色体：内外性器とも男性的であるが精巣の発達が乏しく不妊原因となる)である。オリンピック女子800メートル金メダリストのセメニヤ選手(南アフリカ共和国)は、「アンドロゲン不応症」とされる。このタイプは、46XY性染色体であるが、性分化遺伝子に変異して両性的性器を有し、テストステロン(男性ホルモンの一種)が異常に高くなる一方、乳房が発達する場合もある。セメニヤ選手も女性として育てられ、女性として800メートルに出場したが、テストステロン値を測る性別判定法によって中距離走の出場資格を剥奪された³⁸⁾。その後、彼女は、訴訟を提起し、欧州人権裁判所は彼女の訴えを一部認めた³⁹⁾(2023年7月)。

[2] 性自認

「性自認」は、自己の性別(セックス/ジェンダー)に対する認識を指す。「割り当てられた性別」と「性自認」が一致する場合(多数派)を「シスジェンダー」(cisgender)、一致しない場合(少数派)を「トランスジェンダー」(transgender)と言う。「割り当てられた性別」は、ほとんどの場合に「身体的な性の特徴」に一致するが、先述の通り、「身体的な性の特徴」には男女の性別を判定しがたい場合もある。

LGBT理解増進法成立過程で、突如として、原案の「性自認」が「ジェンダーアイデン

37) WHO(世界保健機関) = 国連ウィメン(UN Women) = 国連合同エイズ計画(UNAIDS) = ユニセフ(UNICEF: 国連児童基金) = 国連人口基金(UNFPA) = 国連開発計画(UNDP) = 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)「不妊手術の強制・強要及び不本意な不妊手術の廃絶を求める共同声明」(Eliminating forced, coercive and otherwise involuntary sterilization - An interagency statement)(2014年5月30日)、https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/112848/9789241507325_eng.pdf

38) 建石真公子「スポーツという権利、スポーツにおける権利 — ジェンダーと人権枠組みの視点から」『ジェンダーと法』19号、2022年、118-120頁。

39) European Court of Human Rights, Judgment concerning Switzerland (11/07/23), <https://www.echr.coe.int/w/judgment-concerning-switzerland>、Reuters「陸上 = 欧州人権裁、セメニヤの訴え認める 女子制限規定巡り」(2023年7月11日)、<https://jp.reuters.com/article/sport-semenya-idJPKBN2YS039>

ティティ」(gender identity)に修正され、法律に用いられた。「ジェンダーアイデンティティ」は英語をそのままカタカナにした表現であり、「性自認」も「性同一性」もこの英語の日本語訳であって、意味に違いはない。「ジェンダーアイデンティティ」という語を積極的に用いる当事者・研究者も存在する⁴⁰⁾。また、21世紀初頭に特に教育の場で用いられていた「ジェンダーフリー」という用語に対する誤解にもとづくバッシングが吹き荒れて以降、タブー視されていた「ジェンダー」という語が日本の法律に初めて使われたことにも積極的意義があろう(後述IV-2-(3)参照)。一方で、「性同一性障害」という医学用語と密接に結び付いた「性同一性」について拒否感をもつ当事者も存在する。これに対し、「性自認」は「自己の性別の認識」という意味を反映した意識であり、当事者の自律性を重視した用語として歓迎されてきた。今日、国の政策でも自治体行政でも「性自認」という語がすでに広く用いられており、国会答弁でも旧来の用語法は排除されることが確認されている⁴¹⁾。

[3] 性的指向

「性的指向」とは、性愛の対象がどの性に向かうかを示す。多数が異性愛という性的指向を持つのは、有性生殖を維持するための仕組みの一つである。しかし、異性愛以外にも、同性愛・両性愛・汎性愛・無性愛など性的指向は多様である。こうした多様な性愛行動は他の動物でも確認されており、ヒトに特有のものではない⁴²⁾。つまり、全てのヒトが異性愛でなくともヒトという種は存続してきたし、これからも存続する。なお、性的指向は性自認との関係で定義されるため、トランス女性が男性を愛する場合には、当該女性が身体変更をしているか否かにかかわらず、「異性愛」となる。

[4] ジェンダー表現

ジェンダー表現とは、自己の性自認や何らかの価値観に基づいて選択・選好するふるまい・言葉使い・服装・化粧・髪型・持ち物などを指す。異性装は歴史的に多くの文化で確認される。現在でも芸能や儀礼などで異性装が見られる。他方、性自認に即したジェンダー表現は必ずしも異性装には当たらない。性自認の社会的承認を求めて過剰な「らしさ」を表現しようとする者もいるが、多くのトランスジェンダーは、自身の性別移行過程に即して細心の注意を払いながらジェンダー表現を展開している。過剰なジェンダー表現も注意深いジェンダー表現も、トランスジェンダーに対する社会的抑圧のあらわれである。シスジェンダーが当たり前のように享受するジェンダー表現の自由が、トランスジェンダーには制限されていることこそが問題と言えよう。

(4) 身体の完全性

「身体の完全性(不可侵性)」(bodily integrity)とは、「身体への侵襲を受けない自由」、すなわち、「生命や身体の安全」、「奴隷制や強制労働、拷問や非人道的な扱いや刑罰を避

40) 周司あきら＝高井ゆと里『トランスジェンダー入門』集英社新書、2023年、17頁。

41) 第211回国会内閣委員会第19号(2023)(前掲注6)。

42) 坂口菊恵『進化が同性愛を用意した：ジェンダーの生物学』創元社、2023年。

ける権利」に加えて、「性と生殖の健康と権利」などが含まれる。今日、複数の国際条約で認められている権利である⁴³⁾。

国際的見地からは、不妊の強制は「身体の完全性」への侵害となる⁴⁴⁾。例えば、国連経済社会理事会は「性と生殖に関する健康に対する権利（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第12条）に関する一般的意見第22」（2016年）の中で、「性と生殖に関する健康に対する権利」は、「生存権等の市民的・政治的権利（これは、個人の身体的・精神的な完全性（integrity）及び自律性の土台を成す。）」等の人権と不可分かつ相互依存の関係にあるとし（パラグラフ10）、「強制的な医療行為を間接的に永続化させる法律及び政策（…個人の性自認を法的に承認する条件として、手術又は不妊術を要求することを含む。）も、尊重義務違反に該当する」（パラグラフ58）と指摘した⁴⁵⁾。

また、2017年に欧州人権裁判所は、法的性別変更に関し生殖不能要件を課すことは「身体の完全性」の権利の侵害のみならずジェンダーアイデンティティの権利の侵害についても、欧州人権条約に違反すると判示している⁴⁶⁾。先述の2014年WHO等の共同声明もまた、性別に関する法的書類を得るためにトランスジェンダーやインターセックスに対して不妊手術を強制することを人権侵害としている⁴⁷⁾。

II 異性愛主義と性別二元制 —フェミニズムとLGBT

1 問題の所在

(1) 性別二元制の近代性

人間を男女に二分する性別二元主義は多くの社会で認められるが、これを制度として固定化する性別二元制は決して普遍的とは言えない。それは、ヨーロッパでは17世紀科学革命とともに登場し、18世紀啓蒙期に強まって、19世紀市民社会で確立した近代的身体観をベースとして成立した近代的観念である。また、社会を公的領域（政治・経済）と私的領域（家庭）に分離するのが、「公私二元論」である⁴⁸⁾。それは、公的領域を男性、私的領域を女性が担うという性別役割分担を伴う。この性別役割を基礎にして制度化された親密共同体が「近代家族」である。近代家族は生殖単位であり、異性愛主義が貫かれている。

近代的家父長制は、近代的身体観と結び付いた性別二元制、社会の仕組みとしての公私二元論、近代家族の紐帯としての異性愛主義を柱とする。近代的家父長制・性別二元制・

43) 例えば、障害者権利条約第17条は、「身体と精神の完全性」（physical and mental integrity）を保障している。

44) 三成美保「LGBT理解増進法の成立と法的性別変更要件の緩和」（三浦まり編『女性の政治参画をどう進めるか』日本学術会議叢書31、2024年、所収）。

45) 国際連合E/C.12/GC/22（日本弁護士連合会仮訳）https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/international/library/human_rights/22.pdf

46) 藤戸敬貴「法的性別変更に関する日本及び諸外国の法制度」『レファレンス』830号（2020年）。https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11464349_po_083004.pdf?contentNo=1

47) WHO等（2014）「共同声明」（前掲注37）。

48) 三成美保『ジェンダーの法史学 —近代ドイツの家族とセクシュアリティ』勁草書房、2005年。

異性愛主義・公私二元論は、性別役割を正当化する近代的ジェンダー規範として近代法システムに取り込まれ、LGBTの排除抑圧を正当化した。したがって、LGBTの尊厳保障は、近代的ジェンダー規範の克服から出発しなければならない。

(2) 本章の目的

本章では、二つの問題を取り上げる。第一は、異性愛主義と性別二元制の歴史的展開である。特に、西洋社会における同性愛とトランスジェンダーの位置づけとその変化を確認する。第二は、フェミニズムの動向とLGBT人権保障の関係である。冒頭で述べたように、フェミニズムの一部にトランス女性排除の傾向を強くもつものがある。トランス排除的なフェミニズムが登場し、発言力を強めてきた背景は何かについて検討したい。

2 異性愛主義と性別二元制

(1) 近代的な身体観とセクシュアリティ規範

近代的身体観は、古代～近世の「ワンセックスモデル」と対比して、「ツーセックスモデル」と呼ばれる⁴⁹⁾。ワンセックスモデルとは、「生殖機能を含めて男女の身体は同一であり、女性身体は男性身体の不完全型である」とする考え方で、古代ローマの医学者ガレノスに由来し、17世紀まで主流をなした身体モデルである。男女とも精子をもち、子宮内の戦いで勝った方の精子が子の性別を決定すると考えられた。また、男性器が女性身体から飛び出す場合があり、女性から男性への性転換もあるとされた（逆はない）。

ツーセックスモデルは、17世紀の科学革命の時代に顕微鏡によって卵管や卵子・精子が発見・観察され、男女の身体機能の違いが科学的に認識されるようになるとともに成立した考え方である⁵⁰⁾。生殖における女性の役割が大きいことがわかると、啓蒙期男性知識人は、盛んに知的活動と生殖を含む身体活動を分ける議論を展開するようになった。18世紀の人体骨格図では、男性身体では理性をつかさどる脳を包む頭蓋骨が強調され、女性身体では妊娠・出産機能を象徴する骨盤が強調された⁵¹⁾。このような身体の二分論は、性別二元制の科学的根拠とされ、かつては必ずしも排除されていなかった性別移行や身体的特徴の多様性は「病気」や「異常」とみなされるようになった。

性別二元制と性別役割分担論にもとづき正当化されたのが、いわゆる「近代家族」である⁵²⁾。近代家族は、異性カップルが法的に承認された婚姻関係を締結し、夫婦間に生まれた子を次世代の国民として産育する単位とされた。異性愛主義に依拠した近代家族モデルは、LGBTの家族形成を否定する論理を補強し続けてきた。

49) トマス・ラカー（高井宏子＝細谷等訳）『セックスの発明 ― 性差の観念史と解剖学のアポリア』工作舎、1998年。

50) 小川眞里子『フェミニズムと科学/技術』岩波書店、2001年。

51) 荻野美穂『ジェンダー化される身体』勁草書房、2002年。

52) 三成美保『「近代家族」を超える：21世紀ジェンダー平等社会へ』（二宮周平＝風間孝編『家族の変容と法制度の再構築：ジェンダー/セクシュアリティ/子どもの視点から』法律文化社、2022年、所収）。

(2) 近代的家父長制と近代法のジェンダーバイアス

西洋の前近代社会では、年長男性が家父長として「家」経営を代表するというタイプの伝統的な父権的家父長制が長く続いた。18世紀末～19世紀初頭にブルジョアジーが台頭し、核家族（単婚小家族）を単位とする近代的な父権的家父長制が登場する。これとともに、奉公人を含む生産共同体としての「家」は、親密な「愛の共同体」である「家族」に変わり、専業主婦が誕生した。この近代家族は、夫が外に対して「家族」を代表し、内では妻子に対して懲戒権を行使する形をとる。工業化とともに労働者や下層農民といった「大衆」も結婚可能となり、核家族を形成したが、大衆では妻も子も工場労働や農業労働に駆り出され、「愛の共同体」という理念とはほど遠かった。ブルジョアジーが作り上げた近代家族像が、農民を含む大衆一般にも理想的家族モデルとして浸透したのは、ドイツでは戦後の高度経済成長期である⁵³⁾。

重要なのは、法定立の主体となったブルジョアジー男性の家族観やジェンダー観が近代法に反映されたということである。身分制や共同体とともに存在する伝統的な父権的家父長制では、妻が夫の代理を務めることも排除されておらず、性別は決定的な指標とはならなかった。貴族女性は城や領地の相続人となり、政治に関与する場合も少なくなかった。しかし、社会契約論にも反映された公私分離のジェンダー規範は、女性が国家や政治に介入することを公私混同として排除する考え方であり、近代法はこうした価値観に基づいている。近代的家父長制においては「性別」に基づいて役割が決定される。「男性性」の指標は「自立・自律」であって、「男性性」に欠ける存在（例えば、男性同性愛者や女性）は排除される。性別がひとを区別する重要な指標となっていくのである⁵⁴⁾。欧米でも日本でも、近代法を継承する現代法には、いまなお、近代的なジェンダーバイアス（ジェンダーに基づく偏りや偏見）が組み込まれている。

(3) 同性愛 — 「自然に反する罪」から婚姻平等へ

ほとんどの前近代社会では、同性間性行為と同性愛は区別されておらず、家父長制と矛盾しない限りで、異性婚と同性間性行為は両立した。古代アテナイでは少年愛が認められ、ある種の教育機能が期待されていた⁵⁵⁾。古代中国では、「断袖」や「分桃」など、皇帝と臣下男性の性愛に関する逸話がいくつも残されている⁵⁶⁾。東アジアの一部やオスマン帝国など男女隔離制が存在した社会では、一般に男女とも性愛を含めた同性間の親密な関係が生じやすかったとされる⁵⁷⁾。

53) 三成美保「家族法システムの改革とジェンダー秩序の変容－戦後～1970年代のドイツと日本」（三成他責任編集『講座ジェンダーと法：第1巻・ジェンダー法学のインパクト』日本加除出版、2012年、所収）、87-102頁。

54) 三成（2005）『ジェンダーの法史学』（前掲注48）。

55) 栗原麻子「古代ギリシアの同性愛」（服藤早苗＝三成美保編『権力と身体』[ジェンダー史叢書第1巻]明石書店、2011年、所収）。

56) スーザン・マン（小浜正子＝リンダ・グローブ訳）『性からよむ中国史－男女隔離・纏足・同性愛』平凡社、2015年。

57) ロバート・オールドリッチ（田中英夫＝田口孝夫訳）『同性愛の歴史』東洋書林、2009年。

性愛に対する態度は宗教によってかなり異なるが、性愛一般を抑圧し、同性間性行為を禁忌とする宗教の典型がキリスト教である。「性の抑圧」と「肉欲の放棄」という「西洋史の根本的な出来事」(ル＝ゴフ)が起こったのは、ローマ帝国に禁欲主義的なストア派の影響が及んだ2世紀末であった⁵⁸⁾。その後、数世紀をかけて、教父たちによって原罪の意味が転換されていく。原罪は、「神に背いた罪」から「性的な罪」に転換されていった。性的関係は一夫一婦婚の男女間に限定され、それ以外の関係はすべて宗教的罪とされた。16世紀以降、君主や当局により臣民規律化の傾向が強まると、同性間性行為(主に男性間)は獣姦とともに「ソドミー罪」とされ、魔女罪と並んで、最も重い宗教犯罪とされ、世俗権力によって刑罰が科せられた。しかし、国によって刑罰も摘発熱意も異なり、ドイツではソドミー罪は「自然に反する罪」(カロリナ帝国刑事法典1532年)として火刑と定められ、実際に執行された。イギリスでは絞首刑であり、ルネサンス期イタリアでは特に目立ったケースでなければ大目に見られた⁵⁹⁾。

西洋近代刑法には、男性の性衝動は本能であるが、女性には性衝動がないという性別特性論⁶⁰⁾が色濃く反映された。その結果、男性が関わる道德犯罪(性犯罪)の多くは非犯罪化されたり、刑罰が軽減されたりした。ソドミー罪もその一つである⁶¹⁾。ヨーロッパ近代法におけるソドミー罪の扱いは、二つに分かれた。一つは非犯罪化である。フランス刑法(1810年)はソドミー罪を刑法規定からはずした。もう一つは刑を軽くしつつも犯罪として残す方向である。ドイツ刑法(プロイセン一般ラント法1794年)はソドミー罪を「自然に反する罪」として残したものの刑罰を死刑から懲役刑へと軽くした。

19世紀前半のドイツでは、ナポレオン侵攻の影響で、フランス法(ナポレオン諸法典)とドイツ法(プロイセン一般ラント法など)が混在していた。ドイツ中部のザクセンはフランス法圏に属したが、19世紀中葉にプロイセン中心のドイツ統一への動きが強まるにつれ、ドイツ法に切り替わる恐れが危惧された。ドイツ法の復活はソドミー罪の復活を意味した。これを危惧したオーストリア

【資料4】1871年ドイツ帝国刑法典

第175条 自然に反するわいせつ行為 (die widernatürliche Unzucht) は、男性間でなされた場合でも、男性と獣との間でなされた場合でも、禁固刑に処せられる。また、それに加えて、公民権の剥奪を言い渡すこともできる。

ハンガリー帝国のジャーナリストであるベンケルト(1824-1882年)が、ドイツ刑法のソドミー罪を否定するために編み出したのが「同性愛」(ホモセクシュアル)という造語

58) ジャック・ル＝ゴフ(池田俊一＝菅沼潤訳)『中世の身体』藤原書店、2006年、61頁以下。

59) 三成美保「総論－尊厳としてのセクシュアリティ」(三成編〔2015〕『同性愛をめぐる歴史と法』〔前掲注3〕、所収)。

60) 伝統的キリスト教は、性を忌避する一方、神に最初に背いたエヴァの子孫である女性は悪魔(ヘビ)の誘惑に負けやすく、本質的に性衝動が強く、魔女に近いという女性嫌悪(ミソジニー)に満ちていた。啓蒙中期(18世紀半ば)から男女身体の違いについての認識が広まり、女性像も大きく変わっていく。啓蒙期男性知識人の言説では、男性の性衝動を本能とみなす一方、女性には性衝動がないという性別特性論が強まり、か弱さや受動性、純潔を美德とする「美しき女性性」がさかんに語られるようになった。三成美保「啓蒙末期ドイツにおける「母」と子－教育役割をめぐる」(高田京比子＝三成美保＝長志珠絵編『〈母〉を問う－母の比較文化史』神戸大学出版会、2021年、所収)、39-82頁。

61) 以下、「ソドミー罪」に関する記述は、主に、三成(2015)「総論」(前掲注59)の要約である。

である（1869年）。しかし、結局、ドイツ帝国統一とともに成立したドイツ帝国刑法典（1871年）には「自然に反するわいせつ行為」としてソドミー罪が残され、その後100年間存続する（ソドミー罪廃止は1969年）（資料4）。

ドイツ語圏では、この頃から、同性愛やトランスジェンダーを「精神疾患（変態性欲）」とみなす医学的言説が強まっていった。ドイツの精神医学者クラフト＝エビング（1840－1902年）の『性の精神病理（第2版）』（1887年）がイギリスに渡って「ホモセクシュアル」が英語に入り、日本にも大正期に概要版が紹介された。こうして、ソドミー罪を廃止したフランスでも男性同性愛者は男性性を否定され、精神障害者とみなされて、社会的に排除された。他方、女性同性愛（レズビアン）は家父長制を脅かさないと思われて、不問にされた。ソドミー罪はあくまで男性同性愛者を処罰する規定だったのである。

世紀転換期には、ソドミー罪廃止運動もまた高まっていた。ドイツでは、マグヌス・ヒルシュフェルトが「第三の性」を唱え（1900年頃）、性科学研究所を立ち上げた（1919年）。ヒルシュフェルトはドイツ刑法ソドミー罪撤廃の主導者であったが、急進的フェミニストのヘレーネ・シュテッカーとは協力関係にあり、墮胎罪廃止に賛同した。歴史的に見れば、この後も、男性同性愛の容認と女性中絶権の容認は深く結び付きながら展開していくことになる。

第1波の成果は、ファシズムの時代に大きな試練にさらされた。ファシズムは、軍隊と男性性を重視する「男性同盟」的な政治体制であり、あるべき秩序の根幹に性別二元制と異性愛主義を据えた。例えば、ナチス（1933～45年）は、フェミニズム団体をすべて解散に追い込み、女性の家庭回帰をはかって、子沢山の母に「母親十字勲章」を授与した。ナチスは性と生殖に関しても徹底的な管理を貫いたが、その「科学的」根拠とされたのが、当時世界中に広まっていた優生学である。ナチス優生学（人種衛生学）に基づいて、ナチスは、障害をもつ男女に対して国費で事実上の強制断種を行っただけでなく、男性同性愛者も敵視し、刑法ソドミー罪を厳罰化して（1935年）、該当者を強制収容所に送致した⁶²⁾（資料5）。ドイツ男性以外と交際した女性は、「売春婦」とみなされて収容所に送られ、「治療」と称して男性同性愛者にあてがわれて何度もレイプされた⁶³⁾。

【資料5】ヒムラーの演説（1937年）

男女のアンバランスは200万の戦死者と200万の同性愛者、つまり400万の性的活動の可能な男性の不足からきている。それこそがドイツの男女数の均衡を失わせ、禍根の種となっている…性の分野におけるあらゆるできごとは決して個人の私的な問題ではない。それは国家の生死に関わる問題で…ある。…これを浄化する唯一の道、それはこうした社会の重荷が…共同体に同化されることである。

（出典）バーリー＝ヴィッパーマン（2001）（前掲注62）、153頁。

62) 田野大輔『愛と欲望のナチズム』講談社、2012年、66-80頁。ジョージ・L・モッセ（佐藤卓己＝佐藤八寿子訳）『ナショナリズムとセクシュアリティー 市民道徳とナチズム』柏書房、1996年、191-225頁。M・バーリー＝W・ヴィッパーマン（柴田敬二訳）『人種主義国家ドイツー1933-45ー』刀水書房、2001年。三成美保『『生殖管理国家』ナチスと優生学』（比較家族史学会監修、太田素子＝森謙二編『いのち』と家族ー生殖技術と家族Iー』早稲田大学出版部、2006年、所収）、198-236頁。

63) クリスタ・パウル（イエミン他訳）『ナチズムと強制売春ー強制収容所特別棟の女性たち』明石書店、1996年。

1950～60年代ドイツは、保守政権の下で、男女平等は抑制され、「古き良き市民社会」と「市民家族」が理想化された。折しも高度経済成長によって中産層以下の階層にまで専業主婦願望が広まり、性別二元制と異性愛主義が道徳規範として率先して受け入れられていく。ソドミー罪も1970年頃まで摘発件数が多かった⁶⁴⁾。1970年代にこれに対する抵抗が広まるが、ドイツがジェンダー平等に本格的に乗り出すのは1990年代以降であり、家族の多様化が政策課題に据えられたのは21世紀になってからである⁶⁵⁾。

ゲイ解放運動と婚姻平等の動きは同時に起こったのではない。アメリカでは、ストーンウォール暴動（1969年）をきっかけにゲイ解放運動が本格化した。当時のゲイ解放運動は体制批判の性格が色濃く、婚姻制度そのものを否定していた。しかし、AIDS/HIVに対する無知や誤解から生じたいわゆる「エイズパニック」（1982年）をきっかけに婚姻を求める動きが強まっていく。家族ではないという理由で、同性パートナーの看護や介護を拒否されたり、二人で築いた財産を守ることができなくなったりする事態が多発したからである。1990年代には同性パートナーシップを条例で保護する自治体が現れ、2000年前後には同性カップルの共同生活の法的保障（フランスのパックス、ドイツの生活パートナーシップ法など）が実現し、2001年にオランダで世界初の同性婚が認められた。今や、同性婚を法的に保障している国・地域は36に及ぶ⁶⁶⁾（後述Ⅱ-3-(4)参照）。

(4) トランスジェンダー — 医学モデルから人権モデルへ

トランスジェンダーの存在は、歴史的・文化的に広く確認されている。先述のインドのヒジュラー以外にも、東南アジアをはじめ、各地に多様な呼称が伝わる。近世日本でも、「子を産んだ男性」や「女性だと思っていたら妻が実は男性であった事例」などが史料に残されている。18世紀アメリカでは、「男性」兵士として活躍した女性の記録がある。キリスト教は異性装を禁じていたが、実際には身の安全を守るために、旅装を男装とする女性は少なくなかったようである⁶⁷⁾。一般に多くの伝統社会では、儀礼や芸能上の異性装と性自認としてのトランスジェンダーは分離されていなかった。また、同性愛とトランスジェンダーもまた明確に区別されていなかった。

トランスジェンダーが他の性的マイノリティと区別されて独自のカテゴリーになったのは、20世紀精神医学の産物である。トランスジェンダーの「治療」は、心を身体に合わせる精神療法（20世紀前半）から、身体を心に合わせる外科療法（20世紀後半）へと変化した。1960年代のアメリカで「性別適合手術」を専門に行うクリニックが誕生したのである。「性同一性障害」（Gender Identity Disorder = GID）は、診断名（精神疾患名）としては、1980年のDSM-Ⅲ（米国精神医学会「精神疾患の診断・統計マニュアル」）で初めて用い

64) 星野治彦『男たちの帝国 — ヴィルヘルム2世からナチスへ』岩波書店、2006年、180頁。

65) 三成（2012）「家族法システムの改革とジェンダー秩序の変容」（前掲注53）。

66) 日本学術会議法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会「（記録）性的指向・性自認に基づく差別を禁止する法律（SOGI差別禁止法）の必要性について」2023年9月4日、6頁。

67) 三成美保＝小浜正子＝鈴木則子編著『〈ひと〉とはだれか—身体・セクシュアリティ・暴力』（『ひと〉から問うジェンダーの世界史』第1巻、大阪大学出版会、2024年）の多様な事例を参照。

られた⁶⁸⁾。特例法制定時には、このDSM-Ⅲと世界保健機関（WHO）のICD-10⁶⁹⁾（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）が重要な参考とされた⁷⁰⁾。

「性同一性障害」を精神障害の一種とみなし、その治療を前提とするトランスジェンダー権利保障モデルを「医学モデル」と呼ぶ。日本の特例法はこれにあたる。しかし、2010年代以降、欧米のトランスジェンダー法制は180度変化した。DSMは、その最新版（2013年DSM-5⁷¹⁾）で「性同一性障害」をより病理性の薄い「性別違和」に改めた。ICDもまた、その最新版（2019年ICD-11）において、「性同一性障害」を脱病理化して「性別不合⁷²⁾」に改め、「精神及び行動の障害」から外して「性の健康に関連する状態」の下位区分とした。このように、トランスジェンダーをもはや精神障害とみなさず、個人の個性ととらえた上でトランスジェンダーの権利保障をはかるモデルを「人権モデル」と呼ぶ。2010年代を境に、欧米のトランスジェンダー法制は「医学モデル」から「人権モデル」へと大きく変化している。

3 フェミニズムの展開とLGBT

フェミニズム（feminism = 女性解放理論／女性解放運動）には四つの波があるとされる。第1波（19世紀半ば～20世紀初頭）、第2波（1970年頃～1980年代）、第3波（1990年代～2000年代）、第4波（2010年代以降）である⁷³⁾。これら四つの波を経る過程で、フェミニズムとLGBTとの関わりも変化を遂げた。フェミニズムに内在する交差的なバイアスも次第に自覚されていった。20世紀半ばまでの人権論が「白人・中産層・異性愛男性」というバイアスを伴っていたように、フェミニズムにもまた「白人・中産層・異性愛女性・シス女性」というバイアスが強かったのである。

(1) 19世紀後半～20世紀半ば

第1波フェミニズムでは、セックスとジェンダーが概念上分離されておらず、「女性」がシス女性でありかつ異性愛者であることは自明視されていた。したがって、目指されたのは、シス女性の参政権の獲得及び高等教育機会の確保と、妻・母となる異性愛女性の母性保護（母性主義）であった。主流派をなしたりベラルフェミニズムは、白人中産層女性

68) 針間克己『性別違和・性別不合へー性同一性障害から何が変わったか』緑風出版、2019年。

69) ICD (International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems) は、世界保健機関憲章に基づき、世界保健機関（WHO）が作成する文書である。日本の厚生労働省など公的機関は、ICDに基づいて疾患を診断・分類している。針間（2019）『性別違和、性別不合へ』（前掲注68）、30-31頁。厚生労働省「（報道発表資料）国際疾病分類の第11回改訂版（ICD-11）が公表されました」（2018年6月18日）、<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000211217.html>

70) 石原昭＝大島俊之編著『性同一性障害と法律ー論説・資料・Q&A』晃洋書房、2001年。

71) DSM (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders) とは、アメリカ精神医学会によって出版されている書籍であり、精神障害の診断基準を示すものとして国際的に広く使われている。American Psychiatric Association（日本精神神経学会監修、高橋三郎監修・訳）『DSM-5-TR精神疾患の分類と診断の手引』医学書院、2023年。

72) 原文（全文）は以下にある。<https://icd.who.int/en>

73) これら四つの波に先立つフェミニズムを「初期フェミニズム」と言う。18世紀末のヨーロッパで始まったもので、フランス人権宣言のパロディである『女権宣言』を著したオランプ・ドゥ・グージュ、ルソー『エミール』の性別教育論を批判したメアリ・ウルストンクラフトがよく知られる。

を主な担い手とし、性別二元制と異性愛主義を共有して性別役割分担に基づく母性主義を唱えていた⁷⁴⁾。急進派フェミニストの中には性的マイノリティに共感する者がいたが、その後、ファシズムと第二次世界大戦の時代を迎えて、同性愛者の権利運動もフェミニズムも抑圧されていく。

「ヨーロッパの同性愛の歴史においては1870～1940年は画期的な時期である⁷⁵⁾」と指摘されるように、第1波フェミニズムの時代には、「同性愛（ホモセクシュリティ）」という語が生み出され、医学や新聞等で使われて認知度が高まり、同性愛を扱った映画や文学作品も登場した。有名な男性の同性愛スキャンダルが多発した一方⁷⁶⁾、同性愛者の権利を求める運動も展開した。ドイツのマグヌス・ヒルシュフェルトは、トランスジェンダーを「トランスヴェスタイト」(transvestite異性装者)と呼び、各地に同性愛者のサブカルチャーも展開した。

(2) 1960/70年代～80年代 — フェミニズムの第2の波

第二次世界大戦後、1950年代の欧米では同性愛嫌悪が強まった。それには二つの背景があった。一つは経済成長による都市化で性別役割分担に基づく核家族が理想化されたこと、もう一つは冷戦構造の中で国家の役割が重視され、国家の基礎としての家族が重視されたことである。性的逸脱行動は、西側では共産主義と結びつけられ、東側では資本主義や中産階級と結びつけられた⁷⁷⁾。

同性愛と共産主義の結びつけに対して、1950年代のアメリカではホモファイル運動が展開した。これは、同性愛者と異性愛者の同質性を強調し、異性愛者文化への同化を図ろうとする運動であった⁷⁸⁾。しかし、ホモファイル運動はほどなく同性愛者の多くから否定された。当事者団体は、セクシュアリティに関する研究を進めるとともに、リベラリズムと個人主義を掲げて刑法改正に向けて戦闘的な政治運動を展開するようになる。ストーンウォール暴動（1969年）後まもなく、アメリカで「ゲイ解放戦線」が結成された。この運動の基本的な考え方は、同性愛嫌悪の原因は中産階級的・資本家的倫理の本質に根ざしており、女性・労働者階級・少数民族などの被抑圧集団と協力して「解放」を目指そうというものであった⁷⁹⁾。1960年代は既存権威や年長世代に対する異議申し立てが活発になったが、ゲイ解放運動もウーマンリブも若者が担う異議申し立て運動の一つであり、アメリカからヨーロッパに広がり、日本にも影響を及ぼした。

第2波フェミニズムは、ジェンダー概念を再定位し、その成果は1979年の女性差別撤廃条約に実を結んだ。同条約は、今日に至るまでジェンダー平等の基本条約とされており、世界190カ国近くがこれを批准している。また、ロウ対ウエイド判決（1973年）を契機に

74) 姫岡とし子『近代ドイツの母性主義フェミニズム』勁草書房、1993年。

75) オールドリッチ（2009）『同性愛の歴史』（前掲注57）、167頁。

76) ドイツ皇帝ヴィルヘルム2世の側近政治（「リーベンブルク円卓」）をめぐるスキャンダル（1902年オイレンプルク事件）、鉄鋼財閥クルップ社の第3代当主フリードリヒ・アルフレート・クルップの同性愛スキャンダルによる自死（1902年）、オスカー・ワイルド事件（1895年有罪判決）などがよく知られる。

77) オールドリッチ（2009）『同性愛の歴史』（前掲注57）、202-203頁。

78) 兼子歩「米国ホモファイル運動史の研究動向」『明治大学教養論集』563、2022年、21-48頁。

79) オールドリッチ（2009）『同性愛の歴史』（前掲注57）、212-213頁。

女性の自己決定権（中絶をする権利）を認める動きが世界中に広まった。ただし、既存権威に対する異議申し立ての動きにも、明白なジェンダーバイアスが存在した。公民権運動は白人男性に対する黒人男性の権利獲得運動を本質とし、黒人女性の権利は十分に尊重されなかった。また、学生運動でも抵抗する男女学生の間で性別役割分担があったことが指摘されている。ゲイ解放運動でも女性同性愛は周縁化された⁸⁰⁾。

ジェンダーの構築性が認識されるようになると、特にイギリスで「セックス本質主義」が登場した。これは、前述の通り（前述 I-1-(2)参照）、「女性」を「(生物学的)女性」（シス女性）に限定する考え方を指し、フェミニズムは女性（シス女性）の解放に他ならないとし、男性としての経験あるいは身体をもつトランス女性を「女性」とは認めないという立場（排他的女性観）をとる。他方、「ジェンダー構築主義」は、「女性」にシス女性もトランス女性も含むという包摂的女性観をとり、フェミニズムを「女性」というジェンダーのゆえに排除されてきた人びとの解放とみなす⁸¹⁾。「セックス本質主義」は決してフェミニズムの主流にはならず、欧米全体でもイギリスでもフェミニズム多数派によって受容されたのは「ジェンダー構築主義」である。

(3) 1990～2000年代 —フェミニズムの第3の波

1990年代は、フェミニズムにとってもLGBTにとっても大きな転換期となった。1) グローバルフェミニズムの展開と、2) LGBTという用語の登場及びクイア研究の進展が、第3波フェミニズムの特徴である。フェミニズムとLGBT権利運動は第2波以上に密接な関係を持ち始めた。ジェンダー研究はフェミニズムや女性学中心の姿勢を薄めて、「ジェンダーに基づく差別や抑圧の研究」という自己定義に変わり、クイア/LGBT研究や男性学を積極的に取り込むようになった。性別や性的指向、皮膚の色などの差別要因が複合的に重なる「交差性⁸²⁾（インターセクショナルリティ）」(intersectionality) が提唱され、バトラーは、女性の解放にはジェンダーそのものを問うことが必要であり、LGBTを受け入れることがこの問いを促進すると主張した⁸³⁾。

1) 1975年に第1回世界女性会議（国連）が開催され、「真の女性の解放は、人間の解放であり、世界経済秩序の変革でなければならない」と謳われた。1985年には第3回がナイロビで開催された（ナイロビ会議）。ナイロビ会議ではグローバルフェミニズムが幕を開けた。それまでのフェミニズムが主に欧米の白人中産層女性によって担われ、彼女たちの利害を反映してきたことが反省的に振り返られ、アジア・アフリカ各国でもフェ

80) アドリエンヌ・リッチ（大島かおり訳）「強制的異性愛とレズビアン存在」（同『血、パン、詩、1979-1985』晶文社、1989年、所収）。

81) 清水晶子「(解説) スーパー・グルーによる一点共闘-反ジェンダー運動とトランス排除」（ショーン・フェイ（高井ゆと里訳）『トランスジェンダー問題-議論は正義のために』明石書店、2022年、所収）、381頁以下。

82) Crenshaw, K. (1989). Demarginalizing the Intersection of Race and Sex: A Black Feminist Critique of Antidiscrimination Doctrine, Feminist Theory and Antiracist Politics, *University of Chicago Legal Forum* Vol. no.1, 139-167. <https://chicagounbound.uchicago.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1052&context=uclf>

83) バトラー（1999）『ジェンダー・トラブル』（前掲注15）。

ミニズムが展開するようになった⁸⁴⁾。欧米で暮らしながらも白人女性とは異なる皮膚の色をもつ女性たちの利害だけでなく、アジア・アフリカに暮らす女性たちの生活に即したニーズが可視化され始めた。女性を「女性一般」で語るのではなく、女性の「多様性」が着目されるようになったのである。

2) 1990年代には、LGBTという用語が当事者の自称として用いられるようになった。また、異性愛規範を根底から批判するクイア研究 (queer studies = 「クイア」の原義は「変態」) が進み、セクシュアリティ研究が急速に充実し始めた。男性学・男性性研究も登場し、日本にも導入された⁸⁵⁾。欧米では、1970～80年代に同性愛の非犯罪化がほぼ完了したのに対し、1980年代にトランスジェンダーの医療化はあっという間に進んだ。1990年代になると、同性カップルの生活共同体の保護へと関心が移る。その保護には三つの段階 (レベル) があった。①条例等による行政上の配慮 (日本の同性パートナーシップ証明制度に相当)、②同性カップルの法的保護 (シビル・ユニオンなど)、③同性婚の保障 (2001年オランダが初) である。②を代表する法律が、フランスのパックス (連帯民事契約1999年) とドイツの生活パートナーシップ法 (2001年) である。パックスは、性別を問わず、同居生活 (事実婚) の財産関係を婚姻同等に保護しようとするもので、今日、異性カップルの利用者が非常に多い。ドイツの生活パートナーシップ法は、同性カップルの共同生活を「生活共同体」として保護しようとするものであったが、ドイツでは同性婚が承認された時点 (2017年) 以降、生活パートナーシップ法は停止された。

(4) 2010年以降 — フェミニズムの第4の波

2010年頃から、フェミニズムは新たな段階に移った。「波」という時代区分自体が欧米白人フェミニズムの概念であることへの批判も強まっている。第4波フェミニズムの特徴は、SNSの急速な普及である。第3波・第4波のいずれにおいても、多くのフェミニストがトランス女性の権利を支持している。しかし、2010年頃から、特にイギリスで1970年代の「セックス本質主義」が復活し、トランス女性排除の言説がネット上で強まった。トランス排除言説がイギリスで強まった直接的契機は、トランスジェンダーの法的性別変更要件を定めた性別承認法 (2004年) を性自認に基づく申告制に改めようとする改正案 (2016年) をめぐる対立である (後述Ⅲ-2-(1)参照)。日本でも、宗教右派と一部のフェミニズムのつながりが指摘されている⁸⁶⁾。

一方、2000年頃から、LGBTにおける「ホモノーマティビティ⁸⁷⁾」 (homonormativity) の広がりも深刻になっている。すなわち、高学歴の白人ゲイ男性は資本主義市場の有力なターゲットになって (いわゆる「レインボー市場」)、市場への貢献が期待されたが、トランスジェンダーはジェンダー表現を伴いやすいため、なかなか社会に受け入れられないといった差別構造が明らかになっていったのである。日本でも、「巨大市場『LGBT』と

84) 三成美保「ジェンダー史の意義と可能性」(『岩波講座世界歴史』第1巻、岩波書店、2022年、所収)、179-202頁。

85) 三成美保「マスキュリニティの比較文化史」『女性史学』22号、2012年。

86) ポリタスTV (編集)、山口智美=齊藤正美=津田大介 (解説)『宗教右派とフェミニズム』青弓社、2023年。

87) <https://jobrainbow.jp/magazine/homonormativity>

は」(日経ビジネス2007年)などの記事が人権運動よりも先行した。

Ⅲ 21世紀国際社会の動向

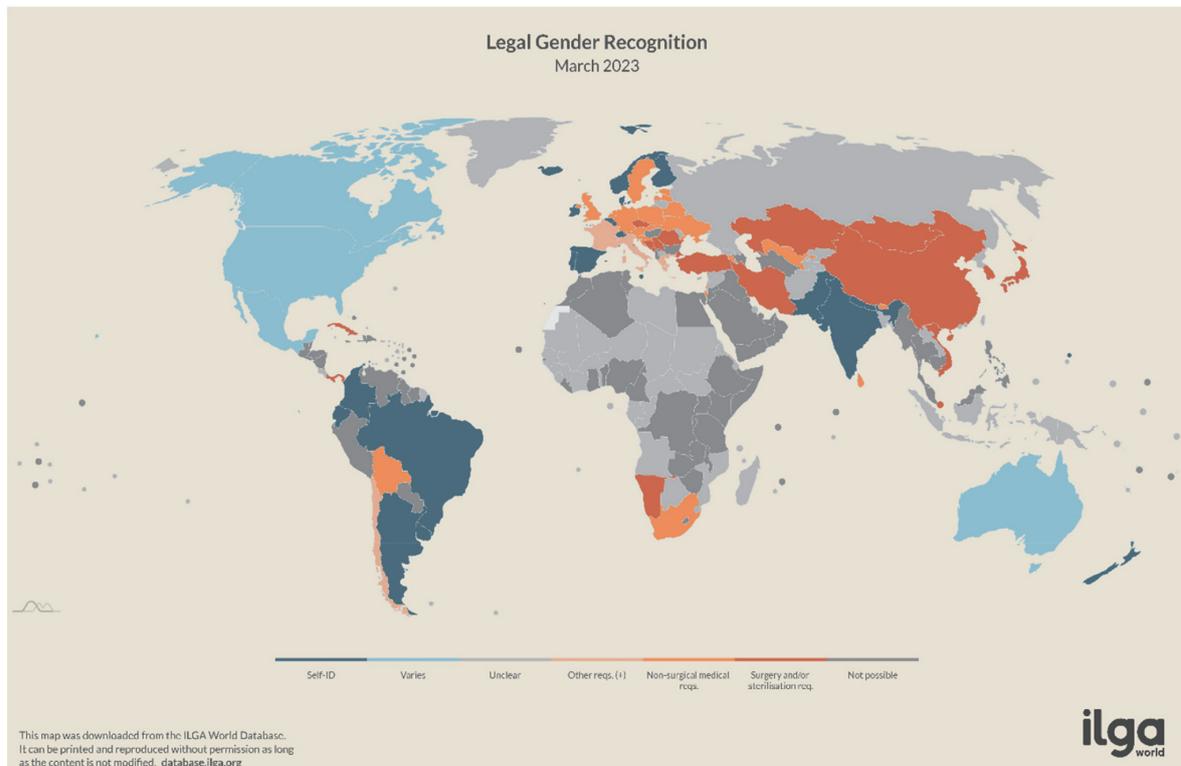
1 問題の所在

(1) 欧米諸国とアジア諸国の違い

トランスジェンダーの法的性別変更について、ILGAは次のような地図(2023年3月)を公表している(図表2⁸⁸⁾)。紺色は性自認の申告のみで法的性別変更が可能な国で(薄いブルーは州によって法律が異なる国)、濃橙は手術要件がない国、日本を含む赤茶色は手術要件を課す国、濃いグレーは性別変更が認められていない国である(薄いグレーは詳細が不明な国)。後述の通り、ロシアは2023年末に性別変更を認めない法律を可決したため、現在では濃いグレーの国に属する。

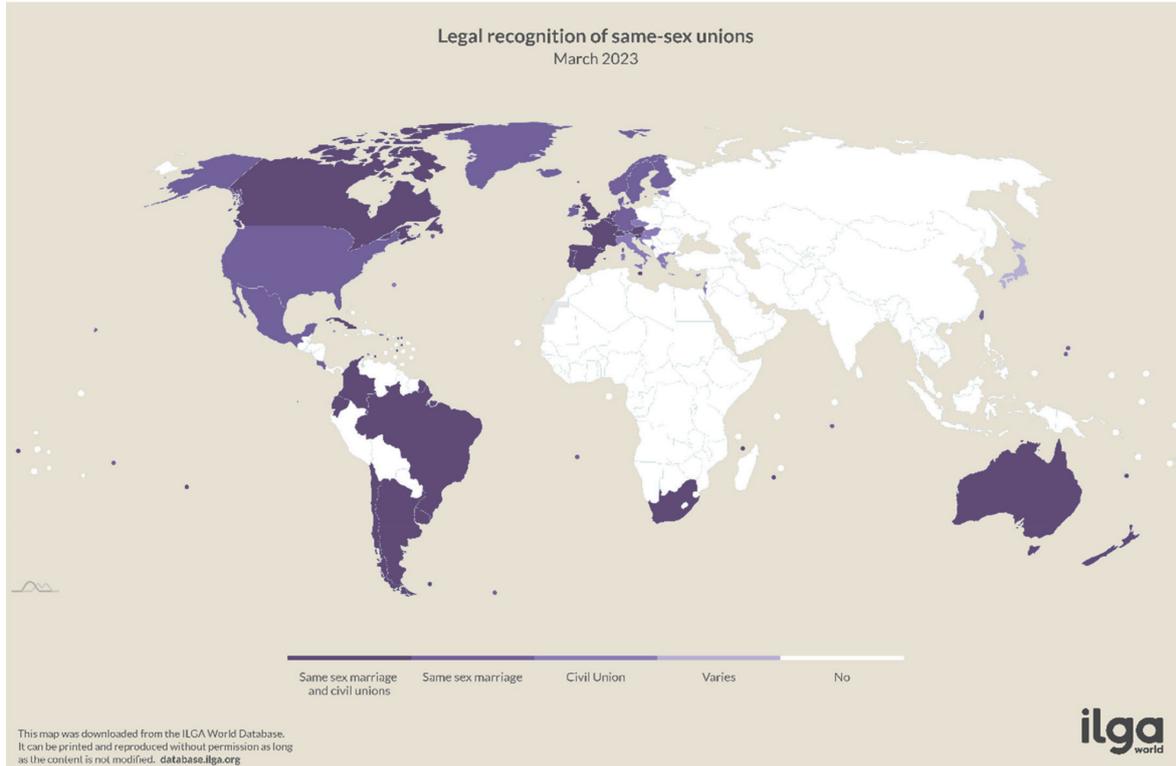
地図の通り、世界の二極化は明らかである。ヨーロッパ諸国は自己申告か手術要件なしであり、人権保障が確実に進んでいるが、中東からアフリカにかけてはそもそも性別変更が認められていない。日本を含む東アジア諸国はその中間で、手術要件が課せられている。同性婚あるいは同性パートナーシップの承認の地図(図表3)と比べると、トランスジェンダーの法的性別変更が自己申告あるいは手術要件なしの国と同性カップルを法的に承認している国は、ほとんどが重なる。アジアで同性婚を認めているのは台湾のみで、日本は法的承認ではなく、自治体の同性パートナーシップ証明制度をもつにとどまる。

【図表2】トランスジェンダーの法的性別変更要件(2023年3月)



88) <https://ilga.org/ilga-world-maps>

【図表3】同性間の結婚あるいはパートナーシップを法的に認めている国（2023年3月）



しかし、留意すべきは、同性婚と性別変更要件緩和の「重なり」よりも、「ズレ」である。すなわち、日本を含むアジア諸国の多くが法的性別変更を認めているにもかかわらず、同性婚を承認していないという「ズレ」をどう理解するかが問われねばならない。日本に関して言えば、特例法は、性別二元制と異性愛主義を体現した法である。同法は、手術による身体変更を強制すること（不妊要件と外観要件）によってトランスジェンダーを性別二元制に適合させる一方、たとえ身体変更をしても家族要件（非婚要件と子なし要件）を満たさない限り法的性別変更を認めないことによって同性婚の発生を防ごうとするという意味で異性愛主義を貫いている。したがって、特例法の法的性別変更要件は同性婚否定要件とも言えるのである。

日下他（2021）によれば、LGBT運動が非西洋社会で成功する条件には、主に四つの条件がある。①経済的条件（都市化・近代化）、②社会的条件（LGBTへの権利付与を多数派が「脅威」と感じなくなること、自由な市民社会の形成）、③社会運動の条件（資源動員力、国際的規範の国内での可視化）、④制度的条件（地方分権、司法、民主主義の強度）である⁸⁹⁾。

日本は、これらの4条件がそれなりにそろっているにもかかわらず、LGBT人権保障が停滞している。台湾社会では、1990年代以降、上記4条件が急速にそろって、同性婚が実現した。一方、中国では改革開放によって①・②・③の傾向が強まったが、2010年代以降、権威主義国家（反④）の性格が強められ、②と③が抑圧されている。東南アジアでは、

89) 日下渉＝伊賀司＝青山薫＝田村慶子編著『東南アジアと「LGBT」の政治－性的少数者をめぐって何が争われているのか』明石書店、2021年、8頁。

性的少数者が「善き市民」として国民国家と資本主義に包摂される傾向が強いとされる⁹⁰⁾。アジアにおけるLGBT人権保障の停滞は、伝統的な共同体的な「家族主義」が西洋近代的な異性愛主義や性別二元制と結び付き、新しい「家族主義」に再編強化されていることによることにも留意すべきであろう。

(2) 本章の目的

欧米の変化はすべて21世紀の法制度改革の賜物である。グローバルな交流が進む中で、国際政治の舞台で日本と協力関係にあり、あるいは、日本経済のパートナーとなる欧米諸国は明らかに変化している。LGBT人権課題は、経済的課題でもあり、国際政治上の課題でもあると言えよう。しかし同時に、日本はアジアに属する国として、アジア諸国の動向にも配慮する必要がある。欧米とアジアのLGBTの人権保障の違いを考えるとときに考慮すべきは、アジア社会では多様な性的少数者（LGBTという概念には収まりきらない）は必ずしも排除されていなかったにもかかわらず、近代化＝西洋化とともに排除されるようになったという歴史的経緯である。特に東南アジアでは、歴史的に土着の社会秩序を支えてきた多様な性的少数者が、植民地主義下で進められた近代化や国民国家形成によって周縁化・犯罪化された⁹¹⁾。

以下、本章では、21世紀国際社会の動向と日本の課題について、3点を明らかにしたい。第一に、欧米諸国におけるトランスジェンダーの法的性別変更条件の歴史と現状、第二に、ロシアや東欧諸国における反LGBT法制の背景、第三に、アジア諸国の動向である。ロシアや東欧はトランスフォビア（トランスジェンダーに対する嫌悪）とホモフォビア（同性愛に対する嫌悪）が分かちがたく結びついており、法的性別変更要件に論点を特化しにくい。また、アジア諸国ではLGBT人権保障が進み始めたばかりであるため、法的性別変更を焦点化しにくい。

2 欧米諸国におけるトランスジェンダーの法的性別変更要件

(1) ヨーロッパ諸国

ヨーロッパ諸国のうち、最も早く法的性別変更を定めたのはスウェーデンであった⁹²⁾（1972年）。EU諸国のトランスジェンダーの権利保障の状況について比較しているのが、「トランスジェンダーヨーロッパ⁹³⁾」（TGEU）が毎年公表する「トランスライツインデックス&マップ⁹⁴⁾」である。それは、6カテゴリー（①法的性別承認、②亡命、③ヘイト

90) 同上、26頁。

91) 同上、8頁。

92) 石原＝大島編（2001）『性同一性障害と法律』（前掲注32）、196-197頁。

93) トランスジェンダーの権利を支援するために活動するさまざまな組織のネットワークで、2005年にNGOとして発足した。2023年12月現在、ヨーロッパ及び中央アジアの48カ国の200のトランスジェンダー組織から構成されている。https://tgeu.org/about-us/

94) https://transrightsmap.tgeu.org 毎年5月に発表され、ヨーロッパおよび中央アジア各国の現在の法的状況を反映している。法的なジェンダーの承認、亡命、偏見に基づく言論と暴力、非差別、健康、家族という6つの法的カテゴリーにおける合計30の指標をカバーしている。本マップは、トランスの人々に汚名を着せ、その権利を侵害する2つの法的ジェンダー承認（LGR）指標、すなわち強制不妊手術と強制的なメンタルヘルス診断に特に焦点を当てている。それぞれのマップは、どの国がこれらの問題のあるLGR要件を要求しているかを示している。

スピーチ・ヘイトクライム、④非差別、⑤健康、⑥家族)に分けた30の指標で各国の法的状況を評価し、現状についてコメントしたものである。最新の2023年マップ⁹⁵⁾を見ると、EU諸国の多くで、不妊要件と外観要件がともに要件としては削除されていることがわかる(図表4)。すでにデンマークやノルウェー、アイルランド、ポルトガル、スイスなど欧州9カ国で、法的な性別を自分で宣言できる。以下、いくつかの国について現状を確認しておきたい。

【図表4】ヨーロッパ諸国における法的性別変更要件の現状
諸外国(特にヨーロッパ)の動向

要件種別	成立年	手続保障		名前変更		申請		身体変更			家族	年齢制限	
		法的措置あり	法的措置に替わる行政措置あり	名前変更可	以下年齢制限なし	自己申告のみで可	診断書不要	医学的相談強制なし	性別適合手術強制なし	不妊手術強制なし	離婚要件なし	年齢制限なし	未成年者の法的性別変更手続きあり
法的性別変更の要件 ●=該当する ◎=一部地域が該当する 空欄=該当せず													
日本(特例法)○番号は5要件	2003	●		●			要		⑤	④(違憲)	②	①	
オーストリア	2022改正	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
ベルギー	2017	●	●	●	●	●		●	●	●	●		●
デンマーク	2014	●	●	●	●			●	●	●	●		
フランス	2016	●	●	●	●		●	●	●	●	●		
ドイツ	2017改正	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
ギリシア	2017	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●
アイスランド	2019	●	●	●	●	●		●	●	●	●		●
アイルランド	2015	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
イタリア		●	●	●	●			●	●	●	●		●
ルクセンブルク	2018	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
マルタ	2015	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●
オランダ	2013改正	●	●	●	●			●	●	●	●		●
ノルウェー	2016	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ポルトガル	2018	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●
ロシア	2023												
スペイン	2022改正	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
スウェーデン	2013改正	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
スイス	2022改正	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イギリス	2004	◎	◎	●	●			◎	◎	◎	◎		
トルコ		●	●	●	●								

(出典) 日本学術会議提言「性的マイノリティの権利保障をめざして(II)―トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて―」(2020年9月)の表を最新情報(2023レポート)及び各種情報を追加して筆者が修正 (出典) TGEU, Trans Rights Index & Map 2023, <https://transrightsmap.tgeu.org/index>

[1] ドイツ

ドイツでは、日本の特例法とよく似た法律(トランスセクシュアル法)が1980年に成立していた。それぞれの要件は、順次違憲判断を受けて、撤廃されていった。年齢要件は1993年に違憲、非婚要件は2008年に違憲とされた(図表5)。不妊要件と外観要件という手術要件は最後まで残されたが、2011年に、基本法2条2項「身体を害されない権利」を侵害するとして違憲判断が下された⁹⁶⁾。2017年改正により、「第8条 人が、トランスセクシュアルな特性によって、生まれたときに割り当てられた性別ではなく、他方の性別に属していると感じ、少なくとも3年以上、自分の性自認に合わせて生活したいと望

【図表5】日本の特例法とドイツのトランスセクシュアル法

	日本	ドイツ
名称(略称)	性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律(性同一性障害者特例法)	名前変更および性別確基本法2条2項「身体を害されない権利」を侵害する特例に関する法律(トランスセクシュアル法)
成立	2003年	1980年
年齢要件	20歳以上であること	25歳以上であることが当初要件であったが、1993年違憲判決→削除
非婚要件	現に婚姻をしていないこと	2008年違憲判決→削除
子なし要件	現に未成年の子がいないこと(2008年改正以前は「現に子がいないこと」)	(要件が存在しない)
生殖不能要件	生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること	2011年違憲判決→削除[基本法2条2項「身体を害されない権利」を侵害]
身体変更要件(近似要件)	その身体について他の性別に係る身体性器に係る部分に近似する外観を備えていること	2011年違憲判決→削除[基本法2条2項「身体を害されない権利」を侵害]

95) 2023年5月11日公表 <https://tgeu.org/trans-rights-map-2023/>

96) Beschluss vom 11. Januar 2011-1 BvR 3295/07 https://www.bverfg.de/e/rs20110111_1bvr329507.html

んでいる場合には、本人の申告に基づき、裁判所において他方の性別に属するものと決定される」と定められた。つまり、ドイツでは、持続的な性別違和感があれば法的性別変更可能であって、年齢制限なし・法的性別の再変更も可能である。この2017年にドイツでは婚姻平等も実現した。

[2] フランス

フランスでは、2016年に民法改正で対応した。フランス改正法「2016年11月18日21世紀の司法の現代化法」である。同法は、身分証書上の性別記載の変更に関して、医療的措置や外科手術または不妊手術を、性別記載変更の要件から除外した⁹⁷⁾ (資料6)。

【資料6】フランスの法的性別変更要件 (2016年民法改正)

民法61-5条 成人、または親権から解放された未成年者は、身分証書上の性別が本人の外観や認識されている性別に一致していないという事実を十分に立証した場合、その性別の記載を変更することができる。これらの事実の主要なものは、次の通りである。またその事実の証明は全て的手段によって行うことができるが、

1. 本人が、要請している性別であることを公に示していること。
2. 本人が、家族、友人、職業的關係において、要請している性別として知られていること。
3. 本人が、要請している性別に合致する名前に変更していること。

61-6条 申請は、大審裁判所へ提出する。

申請者は、出生証書における性別に関する記載の変更について、自由で明確な同意を示し、またその申請を証明する証拠のすべてを作成する。医療的措置や外科手術、または不妊手術を受けていないという事実は、申請の権利を拒否する理由とはなりえない。裁判所は、申請者が61-5条の定める要件を満たすか否かを確認し、出生証書の性別記載、場合によっては名前の変更を決定する。

※赤字は筆者による。(出典) 日本学術会議提言 (2020) (前掲注97)

[3] イギリス

2000年時点でG7諸国のうち、法的性別変更ができないのはイギリスと日本だけであり、日本では2003年に特例法、イギリスでは2004年に性別承認法が成立した。性別承認法の要件は、特例法とは異なり、①医師の診断書、②性別移行先の性別で2年間生活していること、③独身であることであった。すなわち、性別承認法は、手術要件がなかった点で、当時としては画期的な法律であった⁹⁸⁾。また、包括的差別禁止法である平等法 (2010年) で交差差別を禁止し、トランスジェンダーが治療を受ける権利も保障した。同法は、九つの保護特性 (人種、性別、障害、年齢、性的指向 [LGB及びヘテロセクシャル]、宗教・思想・信条、性別の再指定 [法的性別変更を指す = 筆者]、婚姻・シビルパートナーシップ、妊娠・母性) に基づく直接差別 (実際の、またはそうした特性を有するとの認識に基づく差別)、間接差別 (特定の特性の者に不利な基準や慣行)、ハラスメント、権利の行使に対

97) 日本学術会議法学委員会社会と教育におけるLGBTI権利保障分科会「(提言) 性的マイノリティの権利保障をめざして(Ⅱ) - トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて -」(2020年9月23日)、巻末資料。https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t297-4.pdf

98) 針間 (2019) 『性別違和・性別不合へ』(前掲注71)、124-130頁。

する報復の禁止を規定している⁹⁹⁾。2013年には婚姻平等も実現した。しかし、性自認の自己申告により法的性別の変更を認めようとする2016年の性別承認法の改正をめぐり、トランス女性に対する攻撃が激化した。

スコットランドでは、性別変更手続きを簡易化した(2022年12月3日)。2005年には、18歳以上+診断書+性自認に基づく2年以上の生活が要件とされていたが、2022年改正で、16歳以上+性自認に基づく3か月以上の生活(16~17歳では6か月)+熟考期間3か月+再変更可能と手続きが簡素化されたのである。しかし、翌月、イギリス政府はこの法案を認めず、スコットランドで妥当しても、イギリス全土には通用しない状態になった¹⁰⁰⁾。

[4] アメリカ

アメリカでは2015年に同性婚を認める最高裁判決が出され、それまで同性婚を批判していた勢力が、トランスジェンダー批判に矛先を変えた。トランス排除は保守派や宗教右派の主張であり、トランプ時代に特に強まった。例えば、トランス女性がターゲットにされ、性自認に基づくトイレ利用を禁止する「トイレ法」が保守的な州で成立している。ノースカロライナ州のトイレ法(2016年)は連邦裁判所で違憲判決が出て撤回されたが、2023年にカンザス州で性自認に基づくトイレ利用が禁止された¹⁰¹⁾。日本にもこうしたトイレ法が紹介されて、「女性スペース」論に影響を及ぼしている。しかし、アメリカの多くでは完全個室型のトイレが増えており、設備改善も進んでいることや、全米女性組織など主要なフェミニスト組織はすべてトランスジェンダーの権利を擁護していることが必ずしも日本に伝えられていない。

[5] スペイン

今日、ヨーロッパで問題にされているのは、望む性別で暮らしている期間の長さである。2023年3月、スペインでは、16歳以上であれば、自己申告で法的に登録された性別を変更できるようにする法律が発効した。この先進的法律は、国連人権高等弁務官や欧州評議会の人権担当委員によって高く評価された。スペインで性別変更をする場合、出生時の性と自認する性が異なるトランスジェンダーの人たちはこれまで、医師による「性別違和」の診断書や、2年間ホルモン治療をした証拠が必要だったが、そうした要件が撤廃された。16歳以上なら法的に登録された性別を自由に変更できるようになる。14~15歳は親の同意、12~13歳は裁判所の許可があれば、性別変更を申請できる。申請者は3か月後にその内容を確認し、その後に性別変更が有効になる¹⁰²⁾。スペインの平等担当大臣は「この法律はトランスジェンダーを病気とみなすのをやめ、彼ら彼女らの権利を保障するものだ」と述べた。性自認の宣言だけで法的性別変更ができるのは、ヨーロッパではスペインが9カ国目である。

99) <https://www.jil.go.jp/foreign/report/2016/pdf/0531-03.pdf>

100) UNITED KINGDOM, in : ILGA EUROPE, *Annual Review 2024*, 2024, <https://www.ilga-europe.org/report/annual-review-2024/>

101) JobRainbow編集部「全米を巻き込んだ『トイレ法論争』に連邦裁判所が判決」(2020年6月26日)、<https://jobrainbow.jp/magazine/toilet-transgender>

102) SPAIN, in : *Annual Review 2024* (前掲注100)

(2) ロシア・東欧

[1] ロシアにおける反LGBTの動向

ロシア政府は、2010年代から急速に反LGBTの動きを強め、2013年の同性愛宣伝禁止法の制定が2014年にオリンピック憲章に「性的指向に基づく差別の禁止」を盛り込むきっかけになったことはよく知られる。2023年11月30日、ロシアの最高裁判所は、「国際的なLGBT市民運動」を過激派組織と断定し、全国での活動を禁止した¹⁰³⁾。ロシアの反LGBTの動きの特徴として、次の3点を指摘できる。1) 歴史的・宗教的背景、2) プーチン政権下（2000年以降）での反LGBT立法、3) ウクライナ情勢を含む対外関係の影響である。

- 1) 15～17世紀ロシアは、ロシア正教会が修道院内での同性愛を禁圧していたことを除けば、同性愛が広範に見られる社会であったと言われる。確かにピョートル1世以降、男性同性愛を火刑に処すと定めるソドミー罪が導入されたが（1706年）、軍人に適用される限定的なものであった。1832年刑法がソドミー罪を定めたとはいえ（995条）、しだいに緩刑化が進み、実際に適用されることは少なかったとされる。しかし、ソ連時代になると事情が変わった。当初、同性愛は「治癒不能な疾患」とみなされていたが、1934年のロシア共和国刑法改正（154条）と1960年の新刑法（121条）により、男性同性愛は「反革命的行為」とみなされて多数が摘発された。1991年のソ連解体とともに同性愛のタブー視が解け、非犯罪化（1993年）、脱病理化（1999年）が進んだ。しかし、21世紀になってまもなく日本と同様にバックラッシュが強まった。
- 2) 21世紀ロシアでは反LGBT法の制定が続いている。それは、家族政策や人口政策と結び付いており、「未成年保護」を目的に挙げている。これについて、五十嵐（2015）はこう指摘する。「ロシア政府は、何世代も同居する大家族、子沢山、登録婚重視、中絶制限といった帝政ロシア時代の価値観と同性愛忌避、国家のために子どもを産み育て働く母親像を要求するソ連時代の価値観の融合を目指している¹⁰⁴⁾」。プーチンの人口政策は、2005年の演説に始まり、2007年の「産めよ増やせよ」政策によって本格化した。2013年の同性愛宣伝禁止法（ゲイ・プロパガンダ禁止法）¹⁰⁵⁾は、その正式名称「伝統的な家族の価値観を否定する情報から未成年を保護するために連邦法『健康及び発達に害を及ぼし得る情報から未成年者を保護する法律』第5条及びその他個別の連邦法を改正する法律」が示す通り、プーチン人口政策の延長上にある¹⁰⁶⁾。同性愛宣伝禁止法は2022年に改正され、映画や書籍も規制対象に含むようになった。さらに、2023年6月、ロシア議会は性別の変更を原則禁止する法案を可決し、7月プーチン大統領がこれに署名した¹⁰⁷⁾。

103) <https://www.bbc.com/japanese/video-67586334>

104) 五十嵐徳子「ロシアの同性愛をめぐる状況とジェンダー」『現代思想』43巻16号、2015年、189頁。

105) 小泉悠「【ロシア】ゲイ・プロパガンダ禁止法の成立」『外国の立法』2013.8、2018年。https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8262622_po_02560207.pdf?contentNo=1

106) 五十嵐（2015）「ロシアの同性愛」（前掲注103）、187頁。

107) RUSSIA, in : *Annual Review 2024*（前掲注100）

3) 「異性婚とその間の子」という「伝統的な家族」の保護が謳われ、2020年の憲法改正により、婚姻は異性婚を意味すると明示されて、同性婚が否定された。翌2021年7月、ヨーロッパ人権裁判所は同性カップルを法的に認めないことは、欧州人権条約に違反するとの画期的判断を示した¹⁰⁸⁾。しかし、これを内政干渉ととらえ、ロシアにおける反LGBTの動きはむしろ強まっている。

[2] ポーランドにおける反LGBTとスローガンとしての家族主義¹⁰⁹⁾

ILGA-Europeの2023年報告書によれば、ポーランドにおけるLGBTの人権保障はEU諸国の中で最悪とされる¹¹⁰⁾。ポーランドでは1990年代から大都市部でLGBTの受容が進んだが、2001年に設立された「法と正義」党はキリスト教右派を支持基盤に右傾化を強め、反LGBTを鮮明に掲げるようになった¹¹¹⁾。反LGBTの動きは、同性婚を否定し、妊娠中絶の権利を制限する動きとも深く結びついている¹¹²⁾。

2015年に大統領となったアンジェイ・ドゥダ（「法と正義」党）は、徹底的な反LGBTの立場をとり、「LGBTは人間ではなくイデオロギーだ」と発言している。2020年大統領選挙ではLGBT施策が争点とされ、僅差で再選された。教育大臣P.チャルネク（「法と正義」党）は、「このような腐敗、墮落、絶対的な不道徳行為から家族を守り、LGBTイデオロギーから我らを守り、人権や平等についてのこの馬鹿げた話に耳を傾けるのは終わらせよう。この人たちは普通の人たちと平等ではない」と述べた¹¹³⁾。

2019年7月には、保守系週刊紙（「ガゼタ・ポルスカ（ポーランド新聞）」）が「LGBTのいない地帯」（LGBTフリーゾーン）と記したシールを付録につけるといふ出来事が起こった¹¹⁴⁾。2019年末までに、80以上の地方自治体が「LGBTフリーゾーン」または「LGBTイデオロギーからの解放」を宣言した。2020年には、この数はさらに増えて94となり、ポーランドの3分の1がLGBTに反対することとなった。このうち約40の行政単位が、極右団体オールド・ユリスが主導した「家族憲章」を採択した¹¹⁵⁾（図表6¹¹⁶⁾）。このような反LGBTの動きは、2018年頃から表面化した教会における性的虐待問題と子どもの保護の見地からLGBTをポーランドの伝統や家族に対する脅威であるとするキャンペーンと

108) https://www.amnesty.or.jp/news/2021/0727_9261.html

109) 三成（2024）「LGBT理解増進法の成立と法的性別変更要件の緩和」（前掲注44）。POLAND, in : *Annual Review 2024*（前掲注100）

110) <https://www.ilga-europe.org/report/rainbow-europe-2023/>. rainbow-europe.org.2

111) 経済協力開発機構（OECD）編著（濱田久美子訳）『OECDレインボー白書 — LGBTIインクルージョンへの道のり』明石書店、2021年、181-182頁。

112) 小森田秋夫「ポーランド法の動向－2019年」『ロシア・ユーラシアの社会』1052号、2020年、69頁。
https://www.jstage.jst.go.jp/article/roseursoc/2020/1052/2020_61/_pdf/-char/ja

113) ILGA EUROPE（2021）, “Annual Review of the Human Rights Situation of Lesbian, Gay, Bisexual, Trans, and Intersex People in Poland Covering the Period of January to December 2020” <https://www.ilga-europe.org/files/uploads/2022/04/annual-review-2021.pdf>

114) 小森田（2020）「ポーランド法2019」（前掲注112）、66-69頁。

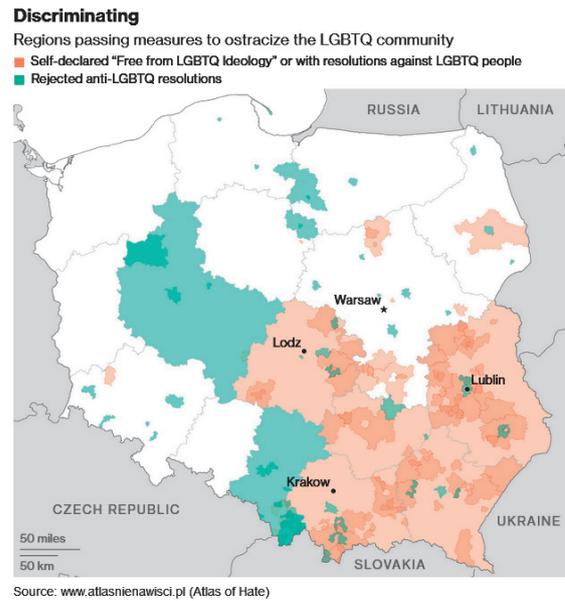
115) ILGA EUROPE（2021）, “Annual Review（前掲注113）”

116) <https://www.bloomberg.com/news/features/2020-11-22/lgbtq-news-homosexuality-makes-you-enemy-of-state-in-poland>

結びつけられたのであり、批判の矛先を教会からLGBTに向けた世論操作が行なわれたのである¹¹⁷⁾。

一方、反LGBTに対抗する動きも強まっている。ポーランド憲法18条は「女性と男性との結合としての婚姻」と定めるが、2022年、最高行政裁判所は、憲法は同性婚を禁じていないとする判決を下した¹¹⁸⁾。学校の中央集権化を目指し、性教育を担う非政府組織を学校から排除する「学校革命」が試みられたが、広範な市民団体の反対を背景にした大統領の拒否権行使によって法改正は挫折した。また、欧州委員会は、2022年2月、反LGBT決議を掲げている自治体が財政支援を受けられないようにした。同年10月、ポーランド最高裁判所は、5つの県の反LGBT決議を無効とした¹¹⁹⁾。

【図表6】ポーランドにおけるLGBTフリーゾーン



3 アジア諸国

(1) 東アジア

[1] 台湾におけるフェミニズムとセクシュアリティの権利

台湾は、2019年にアジアで初めて同性婚を実現し、LGBTフレンドリーな社会として知られる。日本と比べたとき、その特徴は主に3点である。1) LGBT人権保障の基礎はジェンダー平等教育法(2004年)にあること。2) LGBT人権保障は、日本ではトランスジェンダーを中心に展開したのに対し、台湾では同性婚に焦点が当てられたこと。3) トランスジェンダーの法的性別変更については法律がなく、行政手続き上不妊手術が求められているが、司法で人権侵害との判断が出されていること。

1) 台湾では、1980年代後半から1990年代の民主化により、1990年代にフェミニズムが進展した。フェミニズムの成果は、民主化の柱の一つとなった教育改革で発揮され、1997年3月に両性平等委員会が設置された。当時、台湾のフェミニズムは、制度内改革を目指す保守的な「主流派フェミニスト」とセクシュアリティやLGBTを重要 이슈とする「性解放派フェミニスト」に分裂しており、両性平等委員会の当初の主要メンバーは「主流派」に属するフェミニストであった。主流派フェミニストの目指す「両性平等教育」は、異性婚主義と性別二元制を抜け出していなかった。一方、1990年代には複数の同性愛団体が設立されており、次第に活動を強めていた。こうして、両性平等委員会の議論でも「両性」に代えて「ジェンダー」を用い、LGBT人権保障を包摂すべきという論

117) 小森田秋夫「ポーランド法の動向-2020年」『ロシア・ユーラシアの社会』1057号、2021年、68-70頁。
https://www.jstage.jst.go.jp/article/roseursoc/2021/1057/2021_44/_pdf

118) 小森田秋夫「ポーランド法の動向-2022年」『ロシア・ユーラシアの社会』1069号、2023年、27頁。

119) 同上、19-27頁。POLAND, in: *Annual Review 2024* (前掲注100)

調が支配的になり、2004年にジェンダー平等教育法が成立したのである¹²⁰⁾。

- 2) 2019年、台湾では、アジアで初めて（2024年1月7日現在で唯一）同性婚が合法化された。2019年5月24日から司法院釈字第748号解釈施行法（いわゆる同性婚法）が施行され、2022年2月までにすでに7500組を越える同性カップルが婚姻手続を行ったと言う。2019年から21年までの総婚姻件数の2%弱が同性間の婚姻である¹²¹⁾。
- 3) 台湾のトランスジェンダーとしてよく知られるのは無任所大臣としてコロナ対策にあたったオードリー・タンであろう。台湾では、トランスジェンダーの法的性別変更に関する法律はない。しかし、2008年の内政部行政通達（内援中戸字第0970066240号）に基づき、性別変更には生殖器の切除（日本の不妊要件に相当）が必要で、性別適合手術の完了を医師が診断書で証明することが要求される。ただし、日本とは異なり、外観要件は伴わない。この不妊要件には批判が強く、日本同様に、国際人権規約、女性差別撤廃条約の履行状況に対する国際人権の専門家による審査において台湾政府に対して手術の強制を止めるよう勧告が出されている。また、いくつかの訴訟も提起されており、人権侵害に当たり、不当との判断が示されている¹²²⁾。

[2] 中国

中国では、この数年、LGBT人権擁護活動やその団体への圧力が強まっている。1) 歴史的背景と2) 近年の現状をまとめておきたい。

- 1) 伝統中国は同性愛を排除してこなかった。文学作品でも同性愛と異性愛はいずれ劣らぬ快樂として描かれてきた¹²³⁾。清律（1647年）で同性間性行為を鶏姦罪として処罰したが、それは同性愛の排除を目指したのではなく、良民子女に性的暴行を加える「光棍」（乱暴狼藉者の意）の取締法であった¹²⁴⁾。しかし、1949年の中華人民共和国成立後、禁欲的な性教育が施され、文化大革命（1966～76年）における性抑圧の時期には、同性間性行為は行政処分を受けるようになった。中華人民共和国刑法（1979年）はソドミー罪を設けなかったが、成人男性間性行為を「流氓（ごろつきの意）活動罪」にあたりと類推解釈して処罰した。1997年の刑法改正でこの類推解釈は破棄され、同性愛は2001年に中華人民共和国衛生部の「精神疾患リスト」から除外された¹²⁵⁾。しかし、同性婚や同性パートナーシップを保護する法律はない。中国ではトランスジェンダーの性別変更

120) 福永玄弥「性的少数者の制度への包摂をめぐるポリティクス：台湾のジェンダー平等教育法を事例に」『日本台湾学会報』19号、2017年。https://researchmap.jp/genya/published_papers/18005410

121) 鈴木賢『台湾同性婚法の誕生 — アジアLGBTQ+と燈台への歷程』日本評論社、2022年、鈴木賢「(第4回) 台湾法—ポスト同性婚時代の論点移行」『WEB日本評論』、2022年4月19日、https://www.web-nippon.jp/26164/

122) 鈴木（2022）「台湾法」（前掲注121）、OUT JAPANニュース「台北の裁判所が、性別適合手術なしで性別変更を認める判決を下しました」（2021年9月25日）OUT JAPAN https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2021/9/29.html

123) 白水紀子「セクシュアル・マイノリティ」（関西中国女性史研究会編『中国女性史入門—女たちの今と昔』人文書院、2005年、所収）、136頁。

124) マシュー・ソマー（唐澤康彦訳）「清代法におけるジェンダーの構築」（三成美保編『ジェンダーの比較法史学—近代法秩序の再検討』大阪大学出版会、2016年、所収）、288頁以下。

125) 白水（2005）「セクシュアル・マイノリティ」（前掲注123）、137頁。

は可能であるが、家族の同意が必要であるなど、日本以上に変更のハードルが高い。

2) 21世紀初頭、中国でもLGBT人権保障に向けた運動が活性化した¹²⁶⁾。しかし、この数年、それらの活動団体や各種イベントが解散・中止に追い込まれている。理由として挙げられるのが、「不可抗力」であり、これは当局による弾圧を意味する。同性間性行為を含む映像作品は上映できないため、性愛表現を伴わない「ブロマンス」作品が増えている。しかし、2021年には、当局が通達等で「らしさ」を強調し、性別二元制と異性愛主義が意図的に再編強化されつつある。

[3] 韓国

キリスト教信者が人口の3割を占める韓国では、LGBTに対する差別意識は日本よりもはるかに強いとされる。韓国の特徴を3点挙げておく。1) 一部の宗教的保守勢力が反LGBTの姿勢を示し、保守政党と協力していること。2) 「女性優先フェミニズム」(イギリスのTERFに相当)が広がっていること。3) LGBT人権保障に関しては差別法も差別禁止法も存在しないが、社会的抑圧や行政手続きをめぐる司法判断はLGBT人権保障の方向で進んでいること。

- 1) 韓国のバックラッシュを牽引するプロテスタント保守は、与党「国民の力」の議員の協力も得て、反LGBTの動きを活発にしている¹²⁷⁾。韓国には、日本のような同性パートナーシップ証明制度もなければ、特例法のように法的性別変更要件を定めた法律もない。LGBT理解増進法にあたる法律もない。ゲイであることを公表した俳優が芸能活動を中断させられたとか、トランスジェンダーであることをカミングアウトした兵士が除隊を強いられ、自死したというニュースもある。
- 2) 2010年代後半以降、LGBTや障害者、移民や難民といった「他のマイノリティとの連帯」を模索してきた先行世代のフェミニズムを拒絶し、あらゆる反差別闘争のなかで女性に対する抑圧への抵抗をもっとも重視すべきであるとする「女性優先フェミニズム」が支持を集めている。このフェミニズムは、LGBTの権利を含む「性平等」(성 평등)を敵視し、既存のジェンダー秩序を脅かさない「両性平等」(양성 평등)を支持するという点で、政治的保守派と利害を共有する¹²⁸⁾。
- 3) ようやく、2023年2月に同性カップルに健康保険上の扶養関係を認める高裁判決があり、「法的地位を獲得した初の同性カップル」が誕生したと話題になる現状である¹²⁹⁾。韓国では、トランスジェンダーの性別変更手続を定めた法律はなく、家族関係登録簿上の性別変更の申請をして法院の許可を得ることで変更が行われている¹³⁰⁾。

126) フレデリック・マルテル(林はる芽訳)『現地レポート 世界LGBT事情－変わりつつある人権と文化の地政学』岩波書店、2016年、121-138頁。

127) 福永玄弥「フェミニストと保守の奇妙な〈連帯〉－韓国のトランス排除言説を中心に－」『ジェンダー史学』18号、2022年、78-79頁。https://researchmap.jp/genya/published_papers/40536462

128) 同上、76-78頁。

129) 東京新聞(2023年3月26日)<https://www.tokyo-np.co.jp/article/240181>

130) 國分典子「(第1回)韓国の差別禁止法と性的マイノリティ」『WEB日本評論』、2022年4月15日、<https://www.web-nippon.jp/26167/> 國分典子「(第2回)性別変更をめぐる韓国の最近の判例」『WEB日本評論』、2022年4月15日、<https://www.web-nippon.jp/26173/>

(2) 東南アジアにおける多様な性的少数者

日下他（2021）によれば、本章冒頭に指摘した非西洋社会で成功する四つの条件は、東南アジアには当てはまらない。東南アジアで問題になるのは、歴史的に土着の社会秩序を支えてきたLGBTが、植民地主義下で進められた近代化や国民国家形成によって周縁化・犯罪化されたという現象である¹³¹⁾。

日下他（2021）は、東南アジアにおけるLGBT運動の分析を通して、日本にも通じる非常に重要な論点を提起している。特に重要な指摘は以下の3点である¹³²⁾。

- 1) 「セクシュアル・ポリティクス」の台頭。それは、LGBTの権利保障を私生活に留め置き、人権問題としては位置付けないという立場を指す。例えば、マレーシアでは、1980～90年代に性的少数者は西洋的頹廢とされて「アジア的価値」が標榜されたが、「新しいマレーシア」は同性間性行為や異性装を病理化して「性的逸脱者」の性を公的管理下に置いて保守派を包摂し、対外的にはLGBTの包摂を謳っている。ミャンマーでも軍事政権への移行に伴ってLGBT人権擁護運動が可能となったが、同性婚は認めないという立場がとられている。
- 2) 当事者運動の「愛」の利用。当事者や支援者の側も、性的少数者の人権保障を避けて、「愛する自由」や「愛はかつ」などのスローガンを掲げている。例えば、ベトナムでは、性的少数者の人権を主張すると体制批判につながりかねないので、当事者団体は「愛は公平」キャンペーンを展開し、政府は、2010年代から同性カップルの結婚式やプライド・パレードは黙認しつつも、同性婚の法的権利は認めないという形で二つの顔を使い分けている。シンガポールでは、学校で同性愛はまちがっていると教えることが義務化されたが、これに対して政府を批判するのではなく、「愛する自由」を掲げた「ピンクドット」と呼ばれる集会が広がっている。
- 3) LGBT運動における「ホモノーマティビティ」の強化。東南アジアでは、性的少数者の権利運動が人権課題ではなく、「愛」の課題と矮小化されることにより、同性愛者の私的生活の権利は事実上承認されるようになったが、トランスジェンダーの権利は放置された状態になっている。すなわち、LGBTコミュニティにおいて、同性愛者が特権的立場に置かれ、トランスジェンダーが劣後させられているのである。

IV 日本におけるLGBTの人権保障 — 歴史的背景と現状

1 問題の所在

(1) ジェンダー平等停滞国日本におけるLGBT人権保障の停滞

OECD『レインボー白書』（2020年）によれば、ジェンダー平等達成度とLGBTの人権保障は正の相関関係にある¹³³⁾。21世紀日本はジェンダー平等停滞国であり、LGBT人権保障はOECD最低レベルである。グローバルジェンダーギャップ指数（GGGI）が世界125

131) 日下他（2021）『東南アジアと「LGBT」の政治』（前掲注89）、7-8頁。

132) 同上、351頁以下。

133) OECD（2021）『OECDレインボー白書』（前掲注111）。

位¹³⁴⁾ (2023年)、国会（衆議院など下院）の女性議員比率が世界164位¹³⁵⁾ (2023年)と低迷する日本は、性別役割分担意識が今なお「アンコンシャスバイアス」として克服されていない社会である¹³⁶⁾。人びとのアンコンシャスバイアスに最も強く晒され、日常的な差別や抑圧を受けてきた存在がLGBTの人びとであり、特にトランス女性である。

性同一性障害者特例法の成立については、その歴史的意義を軽視すべきではない。日本初のそしてLGBT理解増進法成立までは唯一のLGBT法として、特例法が「性同一性障害者」あるいはトランスジェンダーの社会的認知を進めた効果は見逃せない。しかし、特例法の成立後20年たち、さまざまな限界も明らかになっている。特例法の本質的限界は、性別二元制と異性愛主義の枠内にとどまっていることである。特例法が定める要件のうち、手術要件（不妊要件と外観要件）は男女身体のいずれかに近似させることを強い、家族要件（非婚要件と子なし要件）は同性婚を避けるための要件である。しかし、先述の通り、国際社会では2010年頃からトランスジェンダーの人権保障の枠組みが大きく変化した。成立時には国際標準であった特例法は、新しい国際標準にはもはや適合できていない。法改正が進まないなかで、2023年に最高裁が特例法の最も中核に置かれている「手術要件」の一つである「不妊要件」を「違憲」と判断したことは、旧モデル（医学モデル）にとどまる特例法の根本的見直しを迫るものであり、画期的な判断と言える。一方、LGBT理解増進法はその成立経緯に問題を孕んでいるとはいえ、LGBT人権保障の枠組みともなりうる法律である。課題は、運用に関するガイドラインの整備であろう。

(2) 本章の目的

最終章となる本章では、前章までの理論枠組みと国際比較を前提に、21世紀日本におけるLGBT人権保障の現状と課題を考察する。そのために4点を論じたい。第一に、歴史的背景を概観する。第二に、特例法の問題点を論じる。特に、当初は人権保障法であった特例法が、今は人権侵害法になっているという問題に焦点を当てる。また、2023年最高裁決定をふまえ、「身体の完全性」保障の法的枠組みについても考えたい。第三に、LGBT理解増進法の運用上の課題に関して、「女性スペース」問題を検討する。第四に、日本の課題と展望について検討したい。

2 歴史的背景

(1) 多様な性の在り方に関する「寛容」と「排除」

[1] 日本社会の特徴

多様な性の在り方に対する日本社会の特徴は、「寛容」と「排除」の二面性にある。しかし、「寛容」は人権保障を意味しない。伝統的に、日本社会は多様な性に関して寛容であった。日本にはソドミー罪はなく、同性間性行為を禁忌とする宗教的背景もなかった。

134) GGGI (2023年) については、https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2023.pdf

135) IPU (2023年) については、<https://www.ipu.org/resources/publications/infographics/2023-03/women-in-politics-2023>

136) 内閣府男女共同参画局「アンコンシャスバイアスの調査」(2022年) https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/seibetsu_r04/01.pdf

古代から中世にかけて公家や寺社では少年を稚児として側に置き、性愛の対象とする風潮があった。江戸期武家社会では、男色は君臣関係を前提に主君への忠義を補強するとみなされ、成人や妻帯と無関係に続いた¹³⁷⁾。前近代日本で性の多様性が積極的に肯定されてきたわけではないが、性的少数者が独自集団として可視化されておらず、排除はあまり表面化していなかったと言えよう。

近代以降も、西洋近代的なジェンダー規範（性別二元制・異性愛主義・公私二元論）がすぐに日本社会に共有されたわけではない。例えば、ドイツでは、公的領域における「自由・平等」を享受する「自律的・自立的」市民男性が「覇権的男性性」を持つ家父長とされ、同性愛男性は市民と家父長の適格性を欠く「従属的男性性」として周縁化された¹³⁸⁾。これに対し、近代日本では、公私分離が徹底せず、男性は「臣民」として国家的家父長制（家族国家）と家的家父長制（家制度）の下に置かれた。「家」は近代国家の基礎単位として位置付けられたという意味で「近代性」を持ち、夫婦の不平等と子の平等を定める近代家族法的な側面も併せ持った。しかし、夫婦や核家族は「家」のなかに包摂され、法的・社会的単位としては不可視化された¹³⁹⁾。事実上、妾が認められ、家のための離婚も頻繁に生じた結果、「妻」の地位は安定的とは言えなかった。すなわち、戦前日本では、性別二元制と異性愛主義に裏打ちされた「近代家族」は大正期に成立しはじめたものの、法制度の基礎単位となるには至らず、「異性愛男性／同性愛男性」の対比が市民性と結びつけられることがなかったために、LGBT差別が制度化される方向には進まなかったのである。しかし、同時にそれはLGBTの権利も自由も積極的に認めないことを意味し、存在自体を不可視化する「排除」構造が21世紀初頭まで長く続く結果をもたらした。

明治政府は法秩序の要として刑法編纂を急いだ。中国律系刑法典の一つとして成立した「改定律例」（1873年＝明治6年）では鶏姦罪（肛門性交の犯罪化）が導入されたが、日本最初の西洋型近代法である「旧刑法」（1880年＝明治13年）では鶏姦罪は削除された。この間、同罪が適用された件数は年間数件と非常に少なく、未成年男子に対するレイプが処罰されたにとどまる。旧刑法がモデルとしたフランス刑法典（1810年）は、レイプ・強制わいせつ・姦通などの性犯罪を「風俗紊乱」の節に定めるが、買売春もソドミーも含まれず、性犯罪全体について刑罰を減輕した。1907年（明治40年）、ドイツ法型の現行刑法が成立するが、ソドミー罪は導入されなかった。明治前期の1870～80年代には、「学生男色」が流行し、その後も森鷗外『キタ・セクスアリス』（1909年＝明治42年）は「硬派」の男色指向を描いている¹⁴⁰⁾。

大正期（1912～26年）にやや状況が変化する。クラフト＝エビング『性の精神病理』の通俗本『変態性欲心理』（1913年＝大正2年）が、日本に「同性愛」という語をもたらした。1920年代には「性欲学」が一大ブームになり、厨川白村『近代の恋愛観』（1922年

137) 三成編（2015）『同性愛をめぐる歴史と法』（前掲注3）。

138) 「覇権的男性性／従属的男性性」については、三成美保「マスキュリティの歴史と現在～男性の《困難》をめぐる～（総論）」『日本ジェンダー研究』24号、2021年、https://jp-gender.jp/wp/?page_id=1081

139) 三成美保「『近代家族』を超える：21世紀ジェンダー平等社会へ」（二宮周平＝風間孝編『家族の変容と法制度の再構築：ジェンダー／セクシュアリティ／子どもの視点から』法律文化社、2022年、所収）。

140) 三成美保「同性愛と近代」（『日本歴史』編集委員会編『恋する日本史』吉川弘文館、2021年、所収）。

=大正11年)を機に恋愛至上主義が知識人を中心に広く受け入れられた。女学校で「S」(Sisterの頭文字)や「百合」と呼ばれた女性同性愛が文芸上美化された。しかし、同性愛をめぐる議論は文芸や新聞雑誌の言説に閉ざされ、社会運動にまで広がらなかった¹⁴¹⁾。性愛や恋愛の賛美は十五年戦争(1931~45年)の開始とともに抑圧されたが、日本の軍隊は同性愛を必ずしも排除しなかった。

[2] 戦後日本の「近代家族」

戦後日本では、日本国憲法(1946年=昭和21年)24条に基づいて家制度が否定された。憲法24条は、家族における男女平等を定めている点で、当時としてはきわめて先進的なジェンダー平等法であった¹⁴²⁾。ドイツ基本法(憲法1949年)と比べてみよう¹⁴³⁾(図表7)。

【図表7】ドイツ憲法と日本国憲法(比較)

ワイマール憲法(1919年)	ドイツ連邦共和国基本法(1949年)	日本国憲法(1946年)
<p>第109条 [平等原則, 男女同権, 称号の授与, 勲章] ① すべてドイツ人は、法律の前で平等である。 ② 男性と女性は、原則として同一の公民的権利及び義務を有する。 ③ (以下、略)</p> <p>第119条 [婚姻・家族・母性の保護] ① 婚姻は、家庭生活及び民族の維持・増殖の基礎として、憲法の特別の保護を受ける。婚姻は、両性の同権を基礎とする。 ② 家族の清潔を保持し、これを健全にし、これを社会的に助成することは、国及び市町村の任務である。子どもの多い家庭は、それにふさわしい扶助を請求する権利を有する。 ③ 母性は、国の保護と配慮をを求める権利を有する。</p> <p>第120条 [子どもの教育] 子を肉体的、精神的及び社会的に有能な者になるように教育することは、両親の最高の義務であり、かつ自然の権利であって、この権利・義務の実行については、国家共同社会がこれを監督する。</p> <p>第121条 [非嫡出子] 嫡出でない子に対しては、法律制定によって、肉体的、精神的及び社会的成長について、嫡出子に対すると同様の条件がつけられなければならない。</p>	<p>第1条 [人間の尊厳] ① 人間の尊厳は不可侵である。それを尊重し保護することは、あらゆる国家権力の責務である。</p> <p>第3条 [平等] ① すべての人間は、法律の前で平等である。 ② 男性と女性は、同権である。国家は、女性と男性の同権が現実的に達成されることを促進し、現に存する不利益の除去を目指す(第2文は1994年改正による追加)。 ③ 何人も、その性別、血統、人種、言語、故郷及び門地、信仰、宗教的ないし政治的見解を理由として、不利益を受け、または優遇されてはならない。何人も、その障がい理由として不利益を受けてはならない(第2文は1994年改正による追加)。</p> <p>第6条 [婚姻・家族・母性及び子の保護] ① 婚姻及び家族は、国家秩序の特別の保護を受ける。 ② 子どもの育成及び教育は、親の自然的権利であり、かつ、何よりもまず親に課せられた義務である。この義務の実行については、国家共同体がこれを監視する。 ③ 子どもは、親権者に故障がある場合、又は子どもがその他の理由から放置されるおそれのある場合には、法律の根拠に基づいてのみ、親権者の意思に反して、これを家族から引き離すことが許される。 ④ すべての母親は、共同社会の保護と配慮を請求することができる。 ⑤ 嫡出でない子に対しては、法律制定によって、肉体的、精神的発達について、並びに社会におけるその地位について、嫡出子に対すると同様の条件がつけられなければならない。</p>	<p>第13条 [個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉] すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p> <p>第14条 [法の下での平等] ① すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。 ② (略)</p> <p>第24条 [家庭生活における個人の尊厳と両性の平等] ① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【凡例】</p> <p>*** = ジェンダー原則 *** = 婚姻 *** = 家族 *** = 国家的優生思想</p> </div>

ドイツでは、基本法制定時に家族条項(6条1項)の扱いをめぐる熾烈な対立があった。保守派のキリスト教民主同盟(CDU)は家族条項の導入を強く求め、社会民主党(SPD)は一般的な男女同権条項(3条2項)の制定を求めた。両者の妥協により、二つの条項をどちらも入れることで合意したが、一般的男女同権条項は民法典の家父長制規定に矛盾するとして反対が強く、本会議で否決され、いったんはワイマール憲法型の公民権限定型の男女平等規定にとどまろうとした。しかし、これに反対する女性運動がまたたくまに全国に広がり、一般的な男女同権条項が憲法に盛り込まれたのである¹⁴⁴⁾。

ドイツ基本法3条の家族関連条項は、ワイマール憲法と同様、第1波フェミニズムの母

141) 同上。

142) 三成(2022)「『近代家族』を超える」(前掲注139)。

143) 高田敏=初宿正典編訳『ドイツ憲法集〔第7版〕』(信山社、2016年)の訳を基本としたが、一部修正した箇所もある。

144) 三成(2012)「家族法システムの改革とジェンダー秩序の変容」(前掲注53)、88-89頁。

性保護及び婚外子¹⁴⁵⁾を含む子どもの保護を謳うものであり、夫婦平等規定は含まない。これに対し、日本国憲法24条は、基本的には夫婦平等規定であって、家族条項ではない。24条に定める「両性の合意」は戸主権の否定であって、同性婚を排除するものではないことは、2023年までに出そろった五つの婚姻平等訴訟の判決すべてが認める通りである（図表8）。ただし、憲法制定時には、同性婚を含むLGBTの人権保障はドイツでも日本でもまったく想定されておらず、「性別」に基づく差別禁止は男女差別の禁止を想定していた。

憲法24条に基づき、民法家族法が大幅に改正された（1947年）。この改正民法は、ほとんどの点で法的・形式的な男女平等を達成した。夫婦の氏についても、同氏強制が働くとはいえ、条文上は完全に男女平等である。ちなみに、ドイツ民法が夫婦の氏を日本と同様に男女平等に改めたのは1976年である。一方、家制度の確立とともに制度化されてきた戸籍制度は放棄されなかった。ただし、三世代戸籍が禁じられ、婚姻とともに新戸籍を編製する仕組みとなったため、戸籍は基本的に「夫婦と子」を単位とする核家族の登録簿へと変化した。その意味で、新戸籍は、「男女（夫婦）」を一単位として捉える性別二元制と異性愛主義を明確に表現する法文書になったと言えよう。

新憲法制定と民法改正を受けて、戦後日本では、法学でも政策でも社会でも家族像が大きく転換した。法学では、家族の民主化が目指され、核家族は近代的な家族として理想化された¹⁴⁶⁾。政策では、夫婦と子2人からなる「標準世帯」モデルが政策の基本単位とされた¹⁴⁷⁾。社会では、高度経済成長（1955～73年）とともに都市部に大量に発生した核家族は「夫稼ぎ主型¹⁴⁸⁾」の家族類型をなした。落合恵美子はこれを「家族の55年体制」と呼んでいる¹⁴⁹⁾。戦後成立した労働法の下で活動を保障された労働組合は「家族賃金」の獲得を成果としてアピールした¹⁵⁰⁾。結婚退職や女性の早期定年などの女性差別は、女性の身体上の特性への配慮として合理化され、1960年代末から続く一連の訴訟の結果を受けて男女雇用機会均等法（1985年）が「雇用・定年」等における差別を禁止するまで続くことになった。こうして、1970年代は専業主婦がいる世帯の比率がピークに達し、国民皆婚時代が到来して潜在的同性愛者にも異性婚が強制された。その意味では、日本は、20世紀後半の戦後社会の到来とともに性別二元制と異性愛主義がジェンダー規範として強制的に作用する社会に変わったと言えよう。

【図表8】婚姻平等訴訟

◆婚姻平等訴訟(2022～23年)

婚姻平等訴訟: 5件中4件で「違憲」「違憲状態」

- 13条: 合憲(札幌・大阪・福岡)・判断なし(東京・名古屋)
- 14条1項: 違憲(札幌・名古屋)
- 24条1項: 「両性の合意」は同性婚を排除せず(全)
- 24条2項: 違憲(名古屋)・違憲状態(東京・福岡)

145) ドイツで婚内子（嫡出子）と婚外子の平等が実現するのは1969年であり、基本法成立によってすぐに実現したわけではない。

146) 二宮周平「近代家族の確立とその揺らぎ－戦後家族法学の意義と展望」『比較家族史研究』23号、2008年。

147) 総務省統計局「標準世帯」<https://www.stat.go.jp/data/kakei/2004np/04nh02.html>

148) 宮本太郎「レジーム転換と福祉政治－包摂と承認の政治学」（大沢真理編『ジェンダー社会科学の可能性』第1巻『承認と包摂へ－労働と生活の保障』岩波書店、2011年、所収）。

149) 落合恵美子『21世紀家族へ－家族の戦後体制の見かた・超えかた』有斐閣選書、1994年。

150) 三成美保「ケアワークとジェンダー平等－持続可能な社会における家族のあり方」（二宮周平編『個人、国家と家族』現代家族法講座第1巻、2020年、法律文化社、所収）、359-398頁。

戦後日本では、形式的な法的平等がいち早く達成された結果、「近代家族」に内在する近代的家父長制の問題点はほとんど意識されなかった。欧米社会と異なったのは、家制度維持に活用されてきた普通養子制度¹⁵¹⁾（成年養子縁組）が存続した結果、同性カップルはカミングアウトせずとも、「親子」として家族になることができた点である。1970年代に日本でもゲイ解放運動が展開したが、ウーマンリブと同様に、運動は社会的広がりには欠けた。いずれも、日本では実際には差別が存在したにもかかわらず、法的差別がほとんど存在しなかったために、打倒すべき「敵」が見えにくく、ターゲットを絞りにくかったからと考えられる。1980年代の「エイズパニック」（1987年に日本ではじめてのエイズ患者が発生）は男性同性愛者に対する偏見を助長したが、この頃からマスコミでゲイやトランス女性が「お笑いネタ」になる。レズビアンやトランス男性ではなく、「男性的ではない」とされた存在がターゲットにされたことには根深いジェンダーバイアスが認められる。1990年代から欧米で婚姻平等に向けた運動が本格化した時も、養子制度を使える日本では婚姻による家族形成の現実度が欧米ほど強まらなかった。とはいえ、第3波フェミニズムは日本にも影響を及ぼし、1990年代にそれまでとは根本的に異なる変化が生じ始めた。

(2) 1990年代の日本 —ジェンダー平等の高揚

1990年代の日本では、ジェンダー平等に向けた取り組みが高揚し、セクシュアリティの自由に関しても進展が見えた。この時代を特徴づけるのは、[1] 性教育元年（1992年）、[2] 府中青年の家事件（1997年）、そして、[3] 男女共同参画社会基本法の制定（1999年）である。

[1] 性教育元年（1992年）

学校の性教育に大きな変化があった。戦後の「純潔教育」から、「性教育元年」（1992年）と呼ばれる小学校学習指導要領の改訂（1989年、施行は1992年）への変化である。

戦後日本の性教育は、「純潔教育」から始まった¹⁵²⁾。1947年1月、性風俗対策・性病対策の文脈で文部省社会教育局長から「純潔教育の実施について」という通達が出された。1972年には財団法人日本性教育協会が設立され、性教育の中心的存在となっていく。同年、文部省局長裁定文書「純潔教育と性教育の関係について」が発表されて「今後は、純潔教育と性教育とが同義語であるとの見解に立って、事務をすすめる」とされ、高校保健教科書で避妊についての記載が始まった。1970年代末には「純潔教育」という用語に代えて「性に関する指導」という用語が用いられるようになる。ただし、これらの教育の多くは「道徳教育」の中で教えられ、特に女性・女子に禁欲を強いる「オンナ型」の性教育であった。学校現場では「寝た子を起こすな」として、性教育の知識をいたずらに与えてはならないとされた。子どもたちが自己のセクシュアリティについて考える機会は与えられ

151) キリスト教ヨーロッパ社会では、親子関係の人為的創設である養子制度は認められなかった。近代以降、「子のための養子制度」が認められるようになり、特に第一次大戦による孤児の増加が「子のための養子制度」を確立した。したがって、今日でも養子制度は原則的に、親のない子を引き取って養育する制度として位置付けられており、成年養子はほとんど存在しない。

152) 小山静子「純潔教育のゆくえ — 1950年代前半における文部省の考え方」（『日本歴史』編集委員会編 [2021]『恋する日本史』〔前掲注140〕、所収）、211-220頁。

ず、特に男性・男子は性教育からほとんど排除されていた¹⁵³⁾。

このような性教育の二重基準は、戦後日本社会全体の「性の二重基準」を反映していた。1956年に成立した売春防止法は戦前の娼婦運動の系譜を引き、売春も買春も禁じるが、売春斡旋行為を処罰し、売春女性の保護更生を目指して、買春男性は処罰しないという「性の二重基準」が露わな法律であった。風俗営業等適正化法（1948年）により性交類似行為の提供が公認された結果、男性の買春行為は違法ではないとの認識の下、「純潔」は女性にのみ求められる性規範となる。また、日本は中絶が容易な国として知られるが、それは女性にリプロダクティブライツを認めたものとは言えない。優生保護法（1948年）の改正によって経済条項が追加され（1949年）、中絶審査制度が廃止されて手続きが簡素化され（1952年）、1950年代には中絶件数が激増した¹⁵⁴⁾。生殖コントロールは女性身体に負担の大きい中絶に頼ることになり、1960年代に欧米諸国でピル（経口避妊薬）が承認された時も、日本では女性に性の自由を認めるべきではないとの価値観が強く、女性身体への影響を口実にピル解禁は1999年まで遅れた。

1990年代になると、欧米では「セックス教育」から「セクシュアリティ教育」へと性教育の在り方が変化した。「包括的性教育」（セクシュアリティ教育）は、今日、ユネスコが推進し、多くの国で取り入れられている性教育である¹⁵⁵⁾。「包括的性教育」とは、①「性の権利」の保障、②多様性を前提としたジェンダー平等の貫徹と性別二元制の克服、③人間関係を中心に据えた広い領域のカバー、④学習者の発達課題の重視を特徴とする¹⁵⁶⁾。「包括的性教育」を受け入れている国の教科書は、性の多様性やLGBT、同性婚などを積極的に取り上げている¹⁵⁷⁾。

日本では、上述の「エイズパニック」を受け、学校教育における性教育の必要が論じられるようになった。1992年に小学校理科で男女の身体の違いが言及されるようになり、小学校高学年用にはじめて保健教科書が導入された。これゆえ、1992年は「性教育元年」と呼ばれた¹⁵⁸⁾。1990年代には各地で包括的性教育が実践され、文部省も1999年に「学校における性教育の考え方、進め方」という冊子を公表し、性教育推進の立場を示していた¹⁵⁹⁾。ところが、21世紀を迎えたとたん、こうした取り組みが「ゆきすぎた性教育」とみなされて排除されていく。

[2] 府中青年の家事件（1997年）

府中青年の家事件は、同性愛者の権利をめぐる日本初の判例であり、東京地裁、東京高裁とも、原告である同性愛者団体の主張を認めて、判決が確定した（1997年）。1990年2

153) 浅井春夫『包括的性教育－人種、性の多様性、ジェンダー平等を柱に』大月書店、2020年、88-89頁。

154) ピークの1957年には、出生数157万人に対し、中絶件数112万件で、対出生比71.6%であった。三成美保＝笹沼朋子＝立石直子＝谷田川知恵『ジェンダー法学入門（3版）』法律文化社、2019年、137頁。

155) ユネスコ編（浅井春夫他訳）『国際セクシュアリティ教育ガイダンス－科学的根拠に基づいたアプローチ（改訂版）』明石書店、2020年。

156) 浅井（2020）『包括的性教育』（前掲注153）、97頁。

157) 橋本紀子＝池谷壽夫＝田代美江子『教科書にみる世界の性教育』かもがわ出版、2018年。

158) 同上、153頁。

159) 同上、154頁。

月、「動くゲイとレズビアンの会」(アカー)が、東京都府中青年の家を利用中に他の団体から嫌がらせを受けた。同年4月、東京都教育委員会は「男女別室ルール」を根拠に、今後、同性愛者の宿泊を認めないとした。翌年2月、アカーは都教育委員会を提訴し、東京地裁(1994年3月)、東京高裁(1997年9月)とも、原告の訴えを認めた。東京高裁は、1990年当時は国民も行政当局も同性愛に対する正確な知識を持っていなかったが、教育委員会を含む行政当局は少数者の権利に十分配慮すべきであって、無関心や無知は許されないと判示した¹⁶⁰⁾。

[3] 男女共同参画社会基本法(1999年)

1999年に成立した男女共同参画社会基本法(以下、基本法と言う。)は、日本で17番目の基本法である。基本法の日本政府公式英訳がThe Basic Act for Gender-Equal Society(ジェンダー平等社会基本法)であることが示す通り、同法は1990年代の国際的な潮流となっていたジェンダー平等を日本においても実現するための基本法として成立した¹⁶¹⁾。基本法は、男女共同参画社会を「性別にかかわらず」個性や能力を發揮できる社会と位置付け、その実現を「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と謳っている(資料7)。「性別にかかわらず」という文言は、ジェンダー平等の宣言であり、性別二元制の克服をも展望する。したがって、基本法成立後すぐに、「性別にかかわらず」という文言が基本法に対する攻撃の焦点とされるようになった。

【資料7】男女共同参画社会基本法(前文)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、**性別にかかわらず**、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を**二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題**と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

※赤字は筆者による。

160) 東京高等裁判所平成6年(ネ)1580号、平成9年9月16日第4民事部判決、判タ986号206頁。

161) 基本法成立に先立つ1995年の北京会議には、日本からも多くの女性団体やNGO、NPOが参加した。日本政府は、男女共同参画審議会を設置し、その答申「男女共同参画ビジョン」(1996年7月)に基づいて「男女共同参画2000年プラン」(同年12月)に基本法の検討を明記し、翌年から男女共同参画審議会にて検討を進め、上述の通り、1999年に基本法が成立したのである。この間の経緯については、大沢真理編『改訂版、21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法』ぎょうせい、2002年。

21世紀には自治体での条例作りが進み、47都道府県、20政令指定都市及び1741市区町村で男女共同参画条例が制定されている¹⁶²⁾ (2023年4月1日現在)。LGBT政策の在り方は自治体によって異なる。同性パートナーシップ証明制度と関連させながら男女共同参画施策の一環として行う場合もあれば、マイノリティに対する差別排除という文脈で人権施策の一環として行う場合もある。

(3) 21世紀日本におけるジェンダー平等の停滞

[1] ジェンダーバックラッシュと性教育バッシング

21世紀に順調に進むかに見えた日本のジェンダー平等とセクシュアリティの自由の動きは、21世紀初頭に突然頓挫した。日本は、LGBT人権保障について、三つの理由で国際社会から遅れをとることになる。1) ジェンダーバックラッシュ、2) 性教育バッシング、3) 家庭の役割強化の言説である。

- 1) ジェンダーバックラッシュは、「ジェンダーフリー¹⁶³⁾」という主に教育学で用いられていた言葉に対する誤解に満ちた攻撃に端を発する。「ジェンダーフリー」の言葉狩りは、やがて「ジェンダー」という一般的用語の否定(ジェンダーバックラッシュ)にまで広げられた。それは、ジェンダー研究が「個人の尊厳」を重視し、「家族の多様化」を肯定する立場であったことへの保守派の警戒心を反映していたと言えよう。保守派の言説では、「家族の多様化」は「家族の危機」として論じられた。
- 2) 性教育バッシングの幕開けは、「七生養護学校事件」であった。同学校は、障害を持つ子どもたちのための性教育用教材として等身大の人形を作り、性器などの位置や役割を教える方法を探っていたが、2003年にこれが東京都議会で「過激な性教育」とみなされて中止に追い込まれた。2010年、東京高裁で校長への処分の取り消しが確定し、東京地裁・東京高裁・最高裁とも、学校の性教育への介入について裁量権を逸脱するとして、都と都議に賠償を命じた¹⁶⁴⁾ (2013年最高裁)。
- 3) ジェンダーバックラッシュも性教育バッシングも、家庭の役割を強化する傾向と結びついてきた。これをよく示すのが、教育基本法の改正(2006年)による家庭教育の条項(10条)の新設である(資料8)。同条項に基づき、2016年には家庭教育支援法案¹⁶⁵⁾が示された。家庭教育支援法案は、「家庭教育支援は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、社会の基礎的な集団である家族が共同生活を営む場である家庭において、父母その他の保護者が子に社会との関わりを自覚させ、子の人格形成の基礎を培う、子に国家及び社

162) 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和5年度)」<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishinjokyo/2023/report.html>

163) 「ジェンダーフリー」という語は、和製英語とされる。その意味は、「ジェンダーバイアスフリー」であり、「ジェンダーバイアスのない」社会づくりを目指すものであった。しかし、男女別更衣室をなくすなどの男女の身体的性差を無視するスローガンであると誤解され、マスコミもまたそのキャンペーンに加担した。本稿冒頭で述べた通り、ジェンダー教育学をはじめ、ジェンダー研究は、身体的性差を含む個人の身体的特徴を尊重する考え方を取るものであって、性別施設をなくすべきという主張と同義ではない。木村涼子編『ジェンダー・フリー・トラブールバッシング現象を検証する』白澤社、2005年を参照。

164) 金崎満『検証 七生養護学校事件－性教育攻撃と教員大量処分の真実』群青社、2005年。

165) 本田由紀＝伊藤公雄編著『国家がなぜ家族に干渉するのか－法案・政策の背後にあるもの』青弓社、2017年。

会の形成者として必要な資質が備わるようにすることができるよう環境の整備を図ることを旨として行われなければならない」(2016年10月20日)と定める¹⁶⁶⁾。法律は成立していないが、保守系団体やいわゆる宗教右派の関連団体が後押しをする形で法制定に向けた陳情がなされ、いくつかの自治体で条例作りが先行している¹⁶⁷⁾。今回のLGBT理解増進法でも「家庭の協力」という文言が入っている。LGBT当事者の子どもたちにとって最もハードルが高いのが家族と言われる。したがって、「家庭の協力」はLGBT理解増進に不可欠であるが、そこで想定される「家庭」が家庭教育支援法案でイメージされているような「父母と子」といった家庭である場合にはLGBT教育にシンパシーをもつ家庭とは言い難い。

【資料8】教育基本法の改正（2006年）

（家庭教育）（新設）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに自立心を育成し心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（幼児期の教育）（新設）

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健全な成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

[2] 日本における「家族主義」の特徴

「家族主義」は多様な文脈で用いられる多義的概念であるが、一般には「男女が婚姻して子を産み育てる家族」を社会秩序の基礎単位として保護すべきとする価値観を指す。「家族主義」は、性別役割分担規範と親和的であり、生殖を家族の重要な目的とみなすため異性愛主義や性別二元制と不可分の関係にある。このため、「家族主義」が強いほどLGBTに対する差別も強まる傾向がある。

福祉レジーム論によると、北欧諸国は、「社会民主主義レジーム」と呼ばれ、両立支援型のジェンダー平等政策をとり、家族がケア等の社会的機能を多く担うが政府がそれを支援する。このタイプでは、家族の多様性が排除されず、早期に異性愛主義・性別二元制の相対化が進み、LGBT差別解消が推進された。これに対し、日本・ドイツ・イタリアなどは「保守主義レジーム」に属する。このタイプは、家族（特に女性）がケア機能を担うことを法的・政策的に要請し、政府は家族支援に消極的であって、家族の多様化を「危機」とみなす。このタイプでは、異性愛主義・性別二元制に固執する傾向が強く、LGBT差別解消は抑制されがちになる。中でも日本は、「男性稼ぎ主型」を抜け出せず、脱家族主義化が進んでいないため、「家族主義レジーム」と呼ばれる¹⁶⁸⁾。

166) 木村涼子『家庭教育は誰のもの？家庭教育支援法はなぜ問題か』岩波ブックレット、No.965、2017年。

167) 地方自治研究機構「家庭教育の支援に関する条例」http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/105_support_of_education_in_the_home.htm

168) 三成（2020）「ケアワークとジェンダー平等」（前掲注150）。

福祉レジーム論については、『厚労省白書』<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12/dl/1-04.pdf>

明治民法（1898年）に定める家制度は伝統的家父長制（父権的家父長制）と近代的家父長制（夫権的家父長制）が接合したものであった。戦後改革は男女平等の理念を掲げ、「家父長制」廃止の見地から伝統的家父長制と近代的家父長制の双方を一挙に否定して、世界に先駆けて婚姻（夫婦関係）における男女平等を法的に実現した（憲法24条）。戦後日本の国家も企業社会も「法律婚+嫡出親子」を「標準世帯」とみなしてきたが、その際、法的平等（形式的平等）の早期達成によって実質的平等の獲得が目標とされず、ジェンダー不平等（性別役割分担）が「保護」の名目で合法的に進められた。戦後日本では、法的形式的平等の下に近代的家父長制的なジェンダー不平等が社会構造として再編強化され、日本型雇用慣行や「サラリーマンヘゲモニー」という形で「家族主義」を補強したと言えよう。

[3] LGBT児童生徒の危機

日本の中心的なジェンダークリニックである岡山大学附属病院の中塚医師の調査によれば、トランスジェンダーの性別違和を感じ始めるのは小学校入学前が多い¹⁶⁹⁾。トランスジェンダー児童生徒の自殺念慮が高いという調査結果を受けて、2015年に文科省が性同一性障害児童生徒に対する配慮通知を出し¹⁷⁰⁾、初等中等学校での配慮が始まったが、学校による格差は改善されていない。また、異性愛主義的な学習指導要領の改訂はなされず、包括的性教育は日本ではまだ導入されていない。LGBT児童生徒は、自分のセクシュアリティの尊厳について適切な知識を得ることなく、特に思春期に多くのいじめを受けやすい。幼い時から周囲の大人たちによる適切なケアを受ければ、子どもたちの自己肯定感は損なわれないという¹⁷¹⁾。

いま急務であるのは、LGBT児童生徒のセクシュアリティを人権として保障することである。公的なLGBT統計がないため、正確な数字は不明であるが、民間のWEB調査や自治体調査¹⁷²⁾の結果を参考にすれば、8～10%がLGBTQに該当する¹⁷³⁾。標準とされる35人クラスで3人に上る。これほど身近に存在するLGBT児童生徒を、国・自治体・教育機関・地域社会そして家庭は十分に保護する必要がある。

169) 中塚幹也『封じ込められた子ども、その心を聴く ―性同一性障害の生徒に向き合う』ふくろう出版、2017年。日本学術会議（2020）「（提言）性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅱ）」（前掲注97）。

170) 「自殺総合対策大綱」（平成24年8月28日閣議決定）において、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。」とされたことを受ける。文部科学省「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」2015年、https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm

文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」2016年、https://www.mext.go.jp/content/20230928-mxt_sigakugy-000032108_2-8.pdf

171) 三成美保編『教育とLGBTIをつなぐ―学校・大学の現場から考える』青弓社、2017年。

172) 「働き方と暮らしの多様性と共生」研究チーム編「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生に関するアンケート報告書（単純集計結果）」2019年11月、<https://osaka-chosa.jp>

173) LGBTの人の割合について公的な全国調査はない。LGBTは3.3%、Qを含めて8.2%（大阪市2019年）という数値が現時点でもっとも信頼度が高い。民間では、8.9%（電通2020年、2018年）、8%（連合2017年）があるが、いずれもWEB調査結果の値である。電通の最新調査（2023年）では、LGBTQ+当事者は9.7%と報告されている。<https://dentsu-ho.com/articles/8721>

3 性同一性障害特例法とその問題点

(1) 性同一性障害特例法

日本では、1969年の優生保護法違反判決¹⁷⁴⁾が、トランスジェンダーにとっての大きな壁となっていた。同事件は、当時「ブルーボーイ」と呼ばれた性風俗従事者の求めに応じて不妊手術を施した医師が優生保護法違反に問われたもので、医師は優生保護法違反（法に定める要件に該当しないにもかかわらず不妊手術を行った）の判決を受けた。ようやく1997年に浜松医科大学で倫理審査を経て、翌年、性別適合手術が再開された¹⁷⁵⁾。この間の30年間は、トランスジェンダーにとっては「闇の時代」となった。トランスジェンダーは日本国内で手術を受けることは不可能で、外国で手術を受けざるをえなかったからである。

外国では、1970年代からトランスジェンダー当事者の名前変更や法的性別変更を認める法律が成立し始めた。日本のトランスジェンダーにとって、合法的に手術を受ける権利を保障し、その結果として法的性別変更を可能にすることは、数十年にわたる悲願だったのである。超党派の検討グループが結成され、2003年に議員立法として特例法が成立した¹⁷⁶⁾。先述の通り、特例法制定にあたって主に参考にされたのが、DSM-ⅢとICD-10である。その意味で、性同一性障害特例法は、「医学モデル」に相当する法律であった。

特例法の問題点は大きく3点にまとめられる。1) 呼称、2) 要件の厳しさ、3) 人権保障という位置づけの希薄さ、である。

- 1) 特例法制定時に根拠とされた二つの診断基準のいずれにおいても、いまや「性同一性障害」という語が用いられなくなっている。そうである以上、日本の法律のタイトルにその用語を冠すべきではない。
- 2) 特例法の要件は、当事者から「高すぎるハードル」と批判されている¹⁷⁷⁾。特例法に定める要件すべてを満たさなければ、法的性別を変更できないからである。特例法は、医師の証明書に加えて、次の5要件を定める。①年齢要件（18歳以上であること）、②非婚要件（現に結婚していないこと）、③子なし要件（現に未成年の子がいないこと）、④不妊要件（内性器を除去する不妊手術を受けること）、⑤外観要件（外性器を性別移行後の身体の外性器に近づけること）である。日本学術会議2020年提言は、これら5要件すべてを撤廃し、法的性別変更の手続きを定めた新しい法律の制定を求めている¹⁷⁸⁾。特例法制定当初では、「診断書+5要件」の設定は、当時の諸外国の法律とほとんど変わらず、国際標準だったと言える。ただし、唯一、3号「子なし要件」（2008年改正により「未成年子」に限定された）は、欧米諸国に相応する規定がなく、日本独自の要件であった。このため、当時から国内でも批判と懸念が強かった¹⁷⁹⁾。今日、欧米諸国で

174) 東京高判昭和45年11月11日高刑集23巻4号759頁以下、判時639号107頁以下、判タ259号202-205頁。
谷口洋幸=齊藤芙美子=大島梨沙編著『性的マイノリティ判例解説』信山社、2011年、29頁。

175) 石原=大島（2001）『性同一性障害と法律』（前掲注70）。

176) 南野知恵子監修『【解説】性同一性障害者性別取扱特例法』日本加除出版、2004年。

177) ヒューマン・ライツ・ウォッチ『高すぎるハードル—日本の法律上の性別認定制度におけるトランスジェンダーへの人権侵害』（2019年）<https://www.hrw.org/ja/report/2019/03/20/327931>

178) 日本学術会議（2020）「（提言）性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅱ）」（前掲注97）。

179) 南野（2004）『【解説】特例法』（前掲注176）、89-92頁。

は急速に状況が変わっている。法的性別変更要件の緩和が進み、いまや「自己申告」を原則とする国も登場している。

- 3) 特例法は、その要件設定に現れている通り、性別二元制と異性愛主義を侵害しない範囲でトランスジェンダーの包摂をはかろうとした法律であった。しかし、2010年代以降の「人権モデル」は、性別二元制と異性愛主義を相対化する視点からトランスジェンダーの人権保障を図ろうとするものである。特例法は、タイトルと要件設定のすべてについて「人権モデル」にはそぐわない。

(2) 性別移行過程の尊重

性自認に関して重要な認識は、主に3点である。1) 身体変更の強制の禁止と身体変更の権利の保障をセットで実現すべきこと。2) トランスジェンダーには「トランス」(性別移行)過程があり、これゆえに外観もニーズもきわめて多様であること。3) 性別移行過程の尊重をはかるべきこと。特にトランスジェンダー当事者である子どもたちの尊厳をはかることは必須かつ急務である。

- 1) すべてのトランスジェンダーがホルモン治療や手術による身体変更を望むわけではない。しかし一方で、手術などの医学的措置を必要とする者も存在する。したがって、身体変更の強制の禁止とともに、本人の自由意思に基づく身体変更の権利の保障も同時に実現されねばならない。後者は、具体的に言えば、良好な医療へのアクセス(セクシュアルヘルス)の保障であり、保険適用の権利の保障である。トランスジェンダーの医療的対応は、産婦人科・泌尿器科・精神科など複数の分野が関わるため、総合病院でなければ難しい。GID学会(日本GI学会に改名予定)が認定研修を行い、認定病院を公表しているが、まだまだ数は少ない¹⁸⁰⁾。また、2018年から保険適用が可能になったとはいえ、混合治療には保険が適用できないため、ホルモン治療と性別適合手術の双方に保険を適用することが困難な現状である¹⁸¹⁾。病院及び専門医の増加をはかり、保険適用条件を見直す必要がある。

- 2) 性別移行には大きく分けて三つの局面がある。①精神的性別移行、②社会的・文化的性別移行、③医学的性別移行である¹⁸²⁾。

- ①当事者が自分の性別に違和を感じ始めてから、それを「性別違和」とはっきり自覚するまでには、しばしば一定の時間がかかる。思春期前の子どもについては、専門医も、性別違和がトランスジェンダーと同性愛のいずれに基づくのかについて慎重に判定する。この時期に、周囲に理解者や支援者がいなければ、自分の性別違和感を「異常」とみなし、それを否定しようとして深刻な葛藤に陥る場合もあり、子どもの自己肯定感が著しく阻害される。
- ②自分をトランスジェンダーと自覚し、ホルモン治療や手術を受けた場合でも、すぐに移行先の性別になじめるとは限らない。あるトランス男性の体験談によれば、身体と名前

180) GID(性同一性障害)学会は、「日本GI(性別不合)学会」に改名すると公表した(2024年3月17日)。
<http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/>

181) 同上。

182) 三成(2023)「LGBT理解増進法の成立と今後の課題」(前掲注4)、14-16頁。

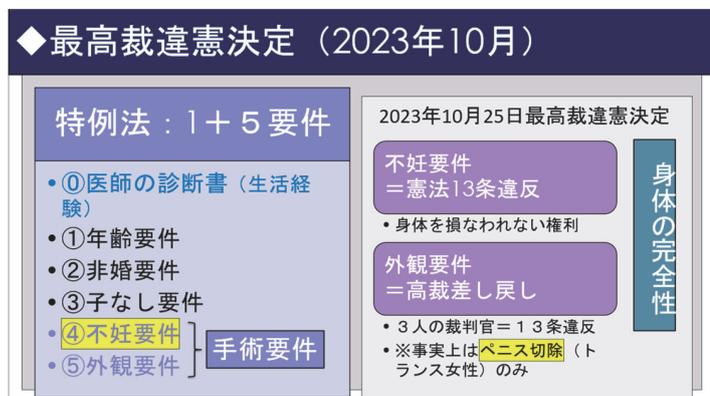
の変更は憧れ続け、20歳を超えてようやくそれを実現したが、その後は「女性として暮らした過去」と「男性として暮らすこれから」とのギャップに苦勞することになった。「『女性文化』が染みこんだ身体と意識、『男性文化』になじめない身体と意識 — 性別越境とは、一方から他方への性別文化の『乗り換え』ではなく、性別文化のある種の『融合』である」との指摘は深く考えさせられる。この「融合」を本人が肯定できるまで相当の時間がかかっており、このような「社会的・文化的性別移行」の難しさに十分配慮する必要がある。その際、カミングアウトという決断が新たなアイデンティティ確立への出発であっても、決して「過去」との決別を意味するわけでないことは十分尊重されねばならない¹⁸³⁾。

- ③性別移行に伴う医療措置は多岐にわたる。しかも、保険適用が困難であるため、高額な手術費用を確保するためにアルバイト等に励む者も少なくない。また、医療機関が限られることから、医療措置を受けるために、仕事や学業を休まざるを得ない場合もある。近年、いくつかの企業では、医療措置を受けるときの「休職／休業」を保障している。アウティング防止を十分に整えた上で、休む権利を保障することは不可欠の配慮であろう。
- 3) 性別移行過程に対する理解と配慮が必要である。トランスジェンダーに対する無知は、マイクロアグレッションとして当事者を苦しめる。マジョリティ側はつねに判断・評価する特権的立場にいる。しかし、そのことをマジョリティ自身は気づきにくい。善意や配慮が暴力性を帯びることにも鈍感である。トイレ利用の自粛や困難、大学講義室での出欠確認の恐怖、名前を変える手続きと実態との乖離、医療措置等をめぐる情報へのアクセスの困難など、制度・手続・情報等に関する改善課題も多く存在する¹⁸⁴⁾。

(3) 最高裁違憲決定の意義と課題

2023年10月25日、性同一性障害特例法に定める第4号のいわゆる「生殖不能要件」(不妊要件)につき、最高裁大法廷は全員一致で憲法13条の「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由」を侵害するとして違憲決定を出した¹⁸⁵⁾(図表9)。これは、2019年1月の最高裁合憲判決を覆すもの

【図表9】最高裁違憲決定(2023年10月)



であり、戦後12例目の違憲判断であった。全体として、トランスジェンダーの人権に関する国際的変化と医学的知見の進展を考慮し、2003年時点での特例法が、法的性別変更の要件として「制約」を課すことにもはや合理性が乏しいという判断であり、きわめて妥当で

183) 勝又栄政『親子は生きづらい — “トランスジェンダー” をめぐる家族の物語』金剛出版、2022年、195頁。

184) 同上。トイレ利用の自粛や困難(200頁)、講義室での出欠確認の恐怖(212-214頁)名前を変える手続きと実態との乖離(190頁)、医療措置等をめぐる情報へのアクセスの困難(100頁以下)など。三成美保による書評(『日本ジェンダー研究』26号、2023年、171-173頁)をも参照。

185) 違憲決定(全文) https://www.huffingtonpost.jp/entry/japan-supreme-court-gender-change-rule-unconstitutional_jp_6538bcb5e4b0783c4b9f005a

ある。ただし、3点で限界もあった。

- 1) 外観要件は高裁に差し戻されたが、生殖不能要件と外観要件は望まぬ身体的侵襲を強いられるという点では同じであり、両者はセットにして考えるべきである。3人の裁判官は外観要件も違憲と判断した。とりわけ、宇賀裁判官がドイツ2011年判例（前述）を引照している点は高く評価できる。
- 2) 外観要件は、事実上は「ペニス切除」であり、トランス女性に対してのみ課されて、トランス男性には求められないという点でジェンダー不平等である。その意味では、14条平等原則違反とも考えられる。
- 3) 外観要件の正当化根拠は、公衆浴場での羞恥心の問題とされるが、LGBT理解増進法が成立した直後、厚生労働省は公衆浴場の利用基準は「身体的特徴」とするとの通知を出しており、これについては当事者団体も賛成している。つまり、法的性別と公衆浴場利用条件を一致させる必要はない。その意味では、外観要件を含め、他の要件もまた、要件緩和が求められるとともに、そもそも「性同一性障害」という名を冠した法律の名称そのものが不適切であるため、単なる法律改正ではなく、特例法を撤廃し、新たに法的性別変更の手続きに特化した法律を定める必要がある。また、自由権規約委員会総括所見（2022年）でも、「性的指向及び性自認に基づく差別」に関しては、「生殖器又は生殖能力の剥奪及び婚姻していないことを含む、性別変更を法的に認めるための正当な理由を欠く要件の撤廃を検討すること」が求められている¹⁸⁶⁾。

4 LGBT理解増進法とその運用

(1) 「女性スペース」

トランスとは「移行」を意味し、トランスジェンダーの人の性別移行に関する各自の希望や状況に応じて外見もニーズも大きく異なる。目に見える形で性別移行を伴うがゆえに偏見にさらされやすく、各種調査ではLGBTの中でもトランス女性が最も多くのハラスメント被害にあっていることが明らかにされている。一方で、女性専用あるいは女性限定とされる「女性スペース」（トイレ・更衣室・浴場など）に、男性としての経験や男性外性器をもつトランス女性が侵入することは「女性（シス女性）」の安全や権利を脅かすという議論が、「トランス女性脅威論」である。しかし、この議論はあまりに乱暴であり、現実的でもない。

以下、3点にまとめておこう。[1] いわゆる「女性スペース」の区別の必要性、[2] 「自称女性」への対応、[3] 子どもたちへの配慮である。

[1] 「女性スペース」の利用

「女性スペース」として一括される「浴場・トイレ・更衣室」については、3点を考慮する必要がある。1) 施設・設備の改修・改善を先決課題とすべきこと。2) 「浴場・トイレ・更衣室」では、それぞれ利用条件が異なるため、同一レベルで論じるべきではないこと。3) トイレ・更衣室については不特定多数が使う公衆トイレと職場学校などの顔見

186) 自由権規約委員会「日本の第7回定期報告に係る総括所見」（2022年11月3日）<https://drive.google.com/file/d/1eHCEvKPFfRCKvZCMf2FhUw92uTvYwj73/view>

知りが使うトイレとでは利用者の状況が異なること。

- 1) トイレや浴場などの性別設備を必要な範囲で改善・改修し、そのための補助金制度を整備することが先決である。日本でも、専門企業が、手洗いコーナーを設置した個室トイレや死角をなくした多様なトイレ案を公表しており、実際にいくつかの設置事例がある¹⁸⁷⁾。また、北欧やアメリカでは、個室トイレが主流になっている。日本では、かつては職場・学校の共同トイレ（集団トイレ）が性別に分離されておらず、中央に仕切りがある程度であった。それがしだいに性別集団トイレに変化してきたという経緯がある。したがって、当面は性別集団トイレを維持しつつ、一部を個室トイレに改修することが考えられるが、個室トイレの設置場所については十分な配慮が求められる。また、広めの多目的トイレはあくまで障害者等の利用を優先すべきであって、安易にトランスジェンダーの利用に転用すべきではない。しかし、現実問題としてはトイレ利用者の想定数等によって状況が異なるため、当該トイレ設置者ごとの個別の判断が尊重されるべきであろう。
- 2) 女性浴場（女湯）については、裸体がさらされるため、身体的な性の特徴で利用条件を制限することは合理的である。LGBT理解増進法成立後、厚労省は改めてその旨を通知しており、LGBT法連合会も同意している。
- 3) 女子トイレは、洗面所を共有するが、トイレそのものは個室である。したがって、外性器のありようについての確認はできない。性別判定は、服装や髪型、化粧などの外見に依存するか、顔見知りであるかどうかによって依存する。ここに、不特定多数が使う公衆トイレと職場学校などの顔見知りが使うトイレを区別して論じる意味がある。職場や学校では、当事者の性別移行に寄り添う形での理解と支援が求められる。経産省トイレ利用事件の最高裁判決では、本人に過剰な「説明」をさせることも、職場生活から切り離すようなトイレ利用の強制も違法と認定された¹⁸⁸⁾。一方、公衆トイレについては、別の配慮が必要になろう。今日、公衆トイレのほとんどは、大型商業施設や駅などの民間事業者が管理する施設内トイレであり、公園などの公衆トイレの数は少ない¹⁸⁹⁾。施設内トイレの場合には、警備員の目が比較的とどきやすい。また、施設の性格に応じて、利用条件を定めることも可能である。トランス女性のトイレ利用を一律に禁止するのではなく、性別移行の段階に応じた利用上の配慮を求めるルール作りができよう。利用者の中で何らかのトラブルが生じた場合に備えて、解決をはかるためのマニュアルを、当事者団体の意見を十分にくみ取って作成しておくなども必要であろう。現在焦点が当てられているのは「女性スペース」であり、トランス女性・女子が「女性」として「女性

187) 小林綾子「最近の公共トイレ事情と課題、そして課題解決のための設計」『におい・かおり環境学会誌』48巻2号、2017年、https://www.jstage.jst.go.jp/article/jao/48/2/48_92/_pdf

188) 「結論として、本件判定部分は、本件の実事関係の下では、人事院の裁量権の行使において、上告人がMtFのトランスジェンダーで戸籍上はなお男性であることを認識している女性職員が抱くかもしれない違和感・羞恥心等を過大に評価し、上告人が自己の性自認に基づくトイレを他の女性職員と同じ条件で使用する利益を過少に評価しており、裁量権の逸脱があり違法として取消しを免れないと思われる。」令和3年（行ヒ）第285号 行政措置要求判定取消、国家賠償請求事件令和5年7月11日第三小法廷判決 https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/191/092191_hanrei.pdf

189) 専門業者による調査もある。例えば、「性的マイノリティのトイレ利用に関するアンケート調査」（TOTO株式会社、2019年）<https://jp.toto.com/company/press/20190115005472/>

スペース」を使えるか否かという点に議論が集中している。トランス女性・女子が「男性スペース」を使うことが苦痛という点への配慮は抜け落ちている。また、トランス男性・男子が「男性」として安心して「男性スペース」を利用できるような配慮も必要である。特に、トランス女子生徒が「男性スペース」でいじめやセクシュアルハラスメントにあっていているケースは調査結果からも浮かびあがっているからである。

[2] 「自称女性」への対応

トランス女性は潜在的性犯罪者ではない。トランス女性は、「自称女性」ではなく、「女性」である。男性がトランス女性であると偽った上で女性トイレなどに侵入することは性犯罪であり、侵入者個人の責任が問われるべきである¹⁹⁰⁾。トランス女性一般を性暴力と結びつける言説は、トランス女性の尊厳をも脅かす。2017年と2023年の刑法性犯罪規定の改正により、性犯罪は加害者・被害者の性別を問わずにその責任が問われるようになった。「性自認が女性である」と言いさえすれば、「女性」として性犯罪の責任を免れるものではないことは、十分に周知されるべきである。

[3] 子どもたちへの配慮

「子どもたちへの配慮」という点では、二つが課題となる。1) LGBT当事者である子どもたちに対する配慮と、2) 親や家族がLGBT当事者である子どもたちへの配慮である。1) 先述の通り、LGBTQの人びと（「Q」が多いことに留意）は8～10%であり¹⁹¹⁾、学校では35人クラスに3人。決して少なくない。LGBT児童生徒へのいじめが多く、その子どもたちの自殺念慮が高いことが「いじめ調査」で明らかになり、2015年、文部科学省は初等中等学校向けに性同一性障害の児童生徒に対する配慮通知を出した¹⁹²⁾。翌年にはLGBT児童生徒へと対象を広げて、教職員向けの通知を出している¹⁹³⁾。また、2022年生徒指導提要でもトランスジェンダー生徒への学校側の配慮を求めており、自認する性別での学校生活を保障し、性別施設については多目的トイレ・職員トイレ・保健室の利用を認めるよう促している¹⁹⁴⁾。第二次性徴期を迎えた子どもたちの中には、自他の身体や精神の変化に戸惑う者も存在する。変化や戸惑いを包括的性教育の中で肯定的に教えられることによって、すべての子どもたちが自他のセクシュアリティを尊重できるようになる。子どもたちが自己のセクシュアリティに懐疑的になり、就職や社会生活・家族形成に抱く夢までつぶし続けることにならないように配慮することこそが、LGBT理解増進法が求める課題であろう。

2) LGBTへの攻撃や存在の否定は、LGBT当事者である親や家族をもつ子どもたちに

190) 仲岡しゅん「法律実務の現場から「TERF」論争を考える」前後編（2020年8月27日・28日）、<https://wan.or.jp/article/show/9100>

191) 前掲注173参照。

192) 文部科学省「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（2015年）（前掲注170）。

193) 文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（2016年）（前掲注170）。

194) 文部科学省「生徒指導提要」（令和4年12月）https://www.mext.go.jp/content/20221206-mxt_jidou02-000024699-001.pdf

大きなダメージを与える。現実社会では、すでに家族は多様化している。教科書でも、LGBTの存在に言及し、多様な家族の在り方を肯定的に記述するものが増えている。こうした取り組みをいっそう進めることが望まれる。

(2) ガイドラインの方向性

LGBT理解増進法は、12条に「運用に必要な指針を策定するものとする」と定める。ガイドライン策定にあたって考慮すべきポイントは、主に次の4点である。1) LGBT人権保障のための理解増進法であることの明示、2) 性別施設利用の場合分け、3) 性犯罪への厳正な対応、4) トランスジェンダー当事者である子どもたちの保護である (図表10)。

【図表10】 法的性別と施設利用の性別の場合分け (案)

○要件を満たす ×要件を満たさない 一談当せず		トランス女性・トランス女子					自称トランス女性
		現行法適用 ①～⑤全て	改正法適用 ④⑤削除	性自認+生活経験+診断書	性自認+生活経験	トランス女子 (未成年)	
性自認	「女性」としての性自認	女性					男性
法的性別	法的性別	女性		男性			
性自認の認知 (性別移行)	「女性」としての生活経験 (性自認の社会的認知)	あり			性別移行開始～性別移行中	性別移行開始～性別移行中	なし
	⑩医師診断書 (性自認の医療的認知)	あり			なし	診断書の有無を問わない	なし
特例法要件	①18歳以上	○	○	①～③いずれかを満たさず	○	× (18歳未満)	—
	②婚姻状態なし	○	○		○	○	—
	③未成年子なし	○	○		○	○	—
	④不妊化 (内性器) ※今回違憲決定	○	—	—	—	—	—
	⑤外観近似 (外性器=ペニス切断)	○	—	—	—	—	—
性別施設利用 ※施設改善が先決 ↓ 「安心・安全」のための補助金給付など	女湯 [身体的性的特徴 (外観) に従う=厚労省通知]	利用可	利用不可			△ (乳幼児は可=年齢による個別対応)	「トランス女性」と自称して性別施設を利用すること、性別にかかわらず不同意いせつ・性交等は性犯罪→性別施設からのトランス女性排除ではなく、性犯罪の厳罰化で性犯罪を防止
	女性トイレ	職場・学校のトイレ	利用可 (法的性別変更の完了=性別移行も完了)	利用可 (法的性別変更は未了であるが、性別移行は完了している)	○ (性別移行への職場・学校の配慮)	◎ (性別移行への学校の最大限の配慮=文科省通知)	
		商業・市民施設などの公共トイレ			△ (シス女性への配慮)	○ (小学生以下は保護者の判断を優先)	
	女性更衣室	職場・学校の更衣室			○ (性別移行への職場・学校の配慮)	◎ (性別移行への学校の最大限の配慮=文科省通知)	
		商業・市民施設などの公共更衣室			△ (シス女性への配慮)	○ (小学生以下は保護者の判断を優先)	

- 1) LGBTの人びとの多様な「困りごと¹⁹⁵⁾」は、国家と市民社会が作り出したジェンダー差別である。ガイドラインでは、LGBT理解増進の根幹として、SOGI (性的指向・性自認など) に基づく差別がすべての人に関わることを明示し、SOGI差別を定義して、ヘイトスピーチやヘイトクライムの防止をはかるべきである。
- 2) 性別施設利用について2面に対応すべきことを明示することが望まれる (前述IV-4-(1)参照)。スポーツについても、男女という区別を超えて、体格やホルモン値、筋量などの指標による新たな区分を設けて競い合うこともできるだろう¹⁹⁶⁾。
- 3) 性犯罪防止については、2023年刑法改正で「不同意性交等罪」が成立したことは大きな意義をもつ。

195) LGBT法連合会「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト (第3版)」2019年<https://lgbtetc.jp/wp/wp-content/uploads/2019/03/%E5%9B%B0%E9%9B%A3%E3%83%A%E3%82%B9%E3%83%88%E7%AC%AC%E7%89%88%E7%BC%8820190304%E7%BC%89.pdf>

196) 日本スポーツ協会編『体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン ― 性的指向・性自認 (SOGI) に関する理解を深めるために』(2023年8月)、https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/SOGIguigueline/jspo_optimal_sexual_diversity_vor4_high2p_20230831.pdf

5 LGBT人権保障に向けた課題

以上をふまえた上でLGBT人権保障として必要な事項をまとめると、次の八つとなる。

- 1) SOGI差別の禁止と差別からの保護、2) 包括的性教育の導入、3) 法的性別変更要件の緩和、4) 婚姻平等の実現、5) 性別記載の工夫、6) ジェンダー統計の整備、7) 人権擁護のための国内人権機関の設置、8) 包括的差別法の制定である¹⁹⁷⁾。
- 1) SOGI差別を明確に禁止する法律（SOGI差別禁止法）を別途制定し、LGBTという存在やその集団あるいはLGBTを公表している個人に対して公人やSNS上でなされるヘイトスピーチを罰則付きで禁止するとともに、明確なヘイトクライムについても適正に処罰することが望まれる。
- 2) 国連ユネスコが主導する包括的性教育を学習指導要領にも導入し、セクシュアリティを個人の人格と不可分の人権として位置づけ、性の多様性を尊重する意義を児童生徒に教える必要がある。それとともにLGBT当事者である児童生徒が自己肯定感を高めるよう、学校としての支援を制度化すべきであろう。
- 3) 法的性別変更については、「性同一性障害」という名称を冠した特例法を廃止し、改めて「法的性別変更に関する手続き法」を制定することが望まれる。そのさい、法的性別変更要件はできるだけ緩和すべきである。手術要件と家族要件は要件から外し、激変緩和措置として、医師の診断書の提出と年齢制限はひとまず残し、状況の推移を見ながら、これら二つも段階的に廃止していくという道が考えられる。ただし、現状では、医師の証明書が非常に細かい内容となっている。この記載証明事項については、改めて検討し、必要最低限の情報に簡素化する必要があるだろう。なお、ヨーロッパの先進的事例で取り組みが進んでいるように、年齢要件を撤廃して再変更を認めるとか、性別違和を感じて生活した期間を短縮するとか、手続きそのものを簡素化することは今後の検討課題になろう。
- 4) 婚姻平等については、フランス民法やドイツ民法の改正に倣って、民法改正により、「異性又は同性の二人の者は、婚姻をすることができる」（日本家族〈社会と法〉学会『家族〈社会と法〉』33号、2017年7月）と改めることが必要である。2015年以降、全国各地で同性パートナーシップ証明制度が導入され、人口カバー率はいまや70%を超えている¹⁹⁸⁾。各種世論調査でも同性婚に賛成する比率は7割を超えた¹⁹⁹⁾。司法の判断にも変化が見られる。全国5箇所で行われた婚姻平等訴訟では、「違憲」2件（札幌・名古屋）、「違憲状態」2件（東京・福岡）、「合憲」1件（大阪）と違憲判断が多く、二審以降の判断に影響を及ぼすことが予想される。それらの判決のいくつかでは、同性パートナーシップを法律にして、婚姻平等の代替とすることが提案されているが、同性パートナーシップと婚姻平等は異なる法制度であり、代替にはならない。望ましいのは、

197) 日本学術会議（2020）「（提言）性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅱ）」（前掲注97）。

198) 公益社団法人 Marriage For All Japan－結婚の自由をすべての人に「日本のパートナーシップ制度」。導入済み自治体数と人口カバー率は2023年1月10日開始の自治体までを含んだもの。
<https://www.marriageforall.jp/marriage-equality/japan/>

199) 「同性婚に賛成65%、自民支持層でも58%」（日本経済新聞2023年2月27日）、「同性婚を法律で認めることに賛成72%」（朝日新聞2023年2月20日）。

カップルの性別を問わずにパートナーシップを法的に承認すること（事実婚の法的承認）と、婚姻平等を法的に保障すること、の両方を並立させることである。

- 5) 性別二元制を端的に示す仕組みが「性別記載欄」である。目下、行政では公文書における性別記載欄の見直しが進められている。投票入場券についても性別欄撤廃の動きが広まっている。しかし、ここで留意すべきは、性別情報について収集と記載を区別することである。性別情報の扱いに慎重であるべきことは性別情報が不要であることを意味しない。重要なのは、①性別情報の適正な収集・管理と②性別記載の方法・選択肢設定の見直しである²⁰⁰⁾。
- ①収集すべき性別情報の性別は、性自認に基づくものとする。性別には、法的性別と市民生活上での性別がある。前者については法的性別変更要件の緩和が必須であり、後者については法的性別変更の如何に関わらず性自認を尊重する必要がある。性別情報は、ジェンダー統計に必須の情報である。日本には、LGBTQの人びとの存在やニーズを反映するための国家統計が存在しない。他の分野においてもジェンダー統計がきわめて不備である。日本社会のジェンダーバイアスを可視化し、克服するための基礎データとして、国民の投票行動、意思決定過程への参加、進学・就職、出生・死亡などに関する性別情報の収集を廃止すべきではない。
- ②性別情報がプライバシー情報である以上、不必要に人目にさらすべきではない。個人を特定・認証する場合に、氏名・住所・顔写真等が利用されるが、性別情報は必ずしも必要ではない。近年、自治体アンケートなどでも配慮されるようになったが、性別欄には「性別を答えない・記載しない」という選択肢を設定する必要がある。これは、主としてノンバイナリーへの配慮である。いくつかの国ではパスポートに「Xジェンダー」等の選択肢が設定されている。日本もその方向に向けた検討が望まれる。
- 6) 日本はジェンダー統計が不備であり、その結果、LGBTについても国家統計が存在しない。イギリスではセンサス（日本の国勢調査に相当）で同性カップルなどの存在が可視化されている。たしかにイギリスではトランス排他的な言説がマスコミやSNSを通じて広く拡散されているが、一方で、包括的反差別法（2010年平等法）をもつ国でもある。日本の直近の国勢調査（2020年）では、当事者団体の強い働きかけにもかかわらず、「同性カップル」が「家族」のカテゴリーに入れられず、他人同士の同居集団という位置づけとなった。次回国勢調査では調査項目の工夫を求めたい。
- 7) 政府から独立した国内人権機関の設置は、1993年パリ原則（国内人権機関の地位に関する原則）で求められており、現在120か国以上で国内人権機関が設置されている。しかし、日本にはそれが存在せず、人権条約機関の審査でもたびたび設置を勧告されている²⁰¹⁾。LGBT理解増進には国内人権機関が必須であるとの見地から、速やかに国内人権機関の設置を進め、同機関との協働をガイドラインで明示することが望まれる。
- 8) 包括的反差別法の制定が望まれる。日本には個別の差別について防止や啓発を定めた

200) 三成美保「SOGI差別解消に向けた地方自治体の取り組み」『日本ジェンダー研究』22号、2019年、37-51頁。

201) パリ原則にもとづく国内人権機関の設置に関する国連人権諸機関からの勧告については、外務省資料を参照。http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00153.html

差別防止法や理念法があるが、差別禁止法とは言えない。違反への制裁を伴わないからである²⁰²⁾。重要なのは、差別や暴力の「交差性」である。今日、単一の差別禁止法では対応ができなくなっており、包括的反差別法（包括的差別禁止法）の制定が求められる。国連は『包括的反差別法制定のための実践ガイド²⁰³⁾』（2022年）を刊行し、啓発に努めている。日本政府は、国連のいくつかの人権条約機関から包括的差別禁止法の制定を勧告されている²⁰⁴⁾。例えば、自由権規約委員会から、2014年と2022年の二度にわたり、包括的反差別法の制定を求められており、2022年の総括所見では次のように勧告された。「包括的な反差別法を制定することを含め、その法的枠組みが、人種、意見、出生、性的指向、性自認及び他の地位を含む規約に基づく全ての禁止事由に基づく、私的領域を含むあらゆる形態の直接、間接及び複合差別に対する十分かつ効果的な実体的及び手続的保護並びに差別の被害者に対する効果的かつ適切な救済へのアクセスを提供することを確保するために必要なすべての措置を講じるべきである²⁰⁵⁾」。

おわりに — 今後の課題と展望

OECD諸国におけるLGBTI法的包摂性は1979年にはわずか9%にすぎなかった。しかし、2019年には53%に上昇した。現在、日本を含む最下位3カ国のLGBTI法的包摂性は23%であるが、それはOECD諸国平均の1999年レベルである²⁰⁶⁾。OECD諸国でも、2009年時点では医学的要件をつけずに法的な性別承認を認めていた国はなかった²⁰⁷⁾。このように見ると、LGBT人権保障に関して、21世紀国際社会は急速に変化していることがわかる。それをふまえ、今後の日本の課題と展望として、3点を指摘しておきたい。

第一は、LGBTの人権を、21世紀の「新しい人権」の一つであると同時に「普遍的人権」の一つとして位置付けることである。SOGIを始めとするセクシュアリティは、20世紀にも「性／性別」に組み込まれていたとはいえ、独自の人権カテゴリーとしては可視化されていなかった。立法や政策の取組は21世紀になって一挙に進み始めた。一方、「普遍的人権」として保障する趣旨は、LGBTの人権保障が「特殊な少数集団の特別な権利」という性質のものではないことを意味する。LGBT人権保障は、マイノリティのための特別な配慮ではなく、すべての人のための人権保障であるという認識を共有し、ジェンダー平等の推進と連動させながら、特に次世代の子どもたちのために進めるべき課題である。

第二は、トランス女性に対するバッシングが歴史的産物であることを直視すべきことである。ジェンダーの構築性を否定せず、包摂的な女性観を社会全体で共有することが求め

202) 林陽子「日本の人権課題と包括的差別禁止法」『国際人権ひろば』No.169（2023年05月発行号）<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section4/2023/05/post-201955.html>

203) 国際人権NGO反差別国際運動「包括的反差別法制定のための実践ガイド」日本語版（2023年）https://imadr.net/guide_antidiscrimination_japanese/

204) 林（2023）「包括的差別禁止法」（前掲注202）。

205) 自由権規約委員会総括所見（2022）（前掲注27）。

206) OECD（2021）『OECDレインボー白書』（前掲注111）、30頁。

207) 同上、33頁。

られる。特に、「性自認だけで女性になる」ことを認めると「女性スペース」に「自称女性」が入り込んで性犯罪を助長して「本来の女性」である多数派のシス女性の安全安心が脅かされるという論理は、一見わかりやすいが、そこには誤解や誇張に満ちたさまざまなレトリックが施されており、実態からかけ離れている。社会的認識として共有すべきは、次の5点である。①性自認に基づいて性別移行を求めることは、アイデンティティの確認であって、ひとの尊厳に関わる。②性別移行には移行過程と移行期間があり、教育機関や職場では性別移行に伴う経過措置について十分配慮すべきである。③「女性スペース」の利用については当該スペースの性格や施設の実情に応じてルール化すべきである。④トランス女性は「自称女性」ではない。トランス女性を「潜在的性犯罪者」のように扱うのは人格を否定し、冤罪を助長する行為に等しく、人権侵害である。⑤「自称女性」の男性が性犯罪の意図をもって「女性スペース」に侵入することは犯罪であり、厳正に処罰すべきである。

第三は、LGBT人権保障をジェンダー主流化政策の一環に位置付けて、セックス・ジェンダーの双方を含む「性別」に基づく差別や偏見を排除し、「セクシュアリティ」を人権として尊重する社会を目指すことである。LGBTの人権保障は性的マジョリティの人びとの人権保障と矛盾しない。多様性に満ちた社会は、さまざまな属性をもつどのような人にとっても暮らしやすい社会である。